

習志野市バリアフリー基本構想 (案)

※ パブリックコメント等においての意見を受け、
今後の検討の中で計画名称も含めて変更する可能性があります。

平成 26 年 月
習志野市

目次

第1章 バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
1-1 バリアフリー法の概要	1
1-2 バリアフリー基本構想策定の背景と趣旨	3
1-3 バリアフリー基本構想の位置付け	4
1-4 基本構想策定までの流れ	5
1-5 バリアフリー基本構想の構成	6
第2章 習志野市の現状整理	7
2-1 習志野市の現状	7
2-2 習志野市のバリアフリーの取り組み	14
第3章 基本理念・基本方針	16
3-1 基本理念	16
3-2 基本方針	16
3-3 目標年次	16
第4章 重点整備地区の選定	17
4-1 バリアフリー法の重点整備地区の選定要件	17
4-2 重点整備地区の候補地区の概要	18
4-3 重点整備地区の選定手順	25
4-4 各地区の評価	26
4-5 重点整備地区の設定	27
第5章 事業別のバリアフリー化の方針	28
5-1 生活関連施設及び生活関連経路	28
5-2 重点整備地区のバリアフリー整備に関する事業	31
5-3 特定事業におけるバリアフリー整備の基準の方針	32
第6章 地区別バリアフリー基本構想	38
6-1 JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区	38
6-2 京成津田沼駅周辺地区	45
6-3 JR 新習志野駅周辺地区	50
6-4 重点整備地区以外の地区	56

第 7 章 心のバリアフリーに関する取り組み	58
7-1 心のバリアフリーについて.....	58
7-2 心のバリアフリーの基本方針.....	58
7-3 心のバリアフリーの取り組み.....	59
第 8 章 基本構想の実現に向けて	62
8-1 特定事業計画の策定.....	62
8-2 スパイラルアップについて.....	62
参考資料	63
1 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	
2 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会名簿	
3 習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会・作業部会 構成課名	
4 習志野市バリアフリー基本構想の策定手順	
5 バリアフリーまち歩き点検ワークショップ結果	
6 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要	
7 バリアフリー基本構想に関連した用語	

第1章 バリアフリー基本構想の策定にあたって

1-1 バリアフリー法の概要

我が国では、急速な高齢化の進展に伴い高齢者の自立支援のための施策等や、共生社会の実現に向け、障がい者が自分の意志で、社会活動に参加・参画できるように支援するための施策等が求められております。この様な背景を受け、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」とする）」が、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」とする）」が施行され、一定規模以上の建築物や駅を中心とした歩行空間のバリアフリー化が図られてきました。

しかし、施設ごとに独立したバリアフリー整備が行われ、連続的なバリアフリー整備が十分でないことや、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深めるための対策が十分でない等の課題があることをうけ、移動等の円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、この2つの法律を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という）」が平成18（2006）年12月に施行されました。

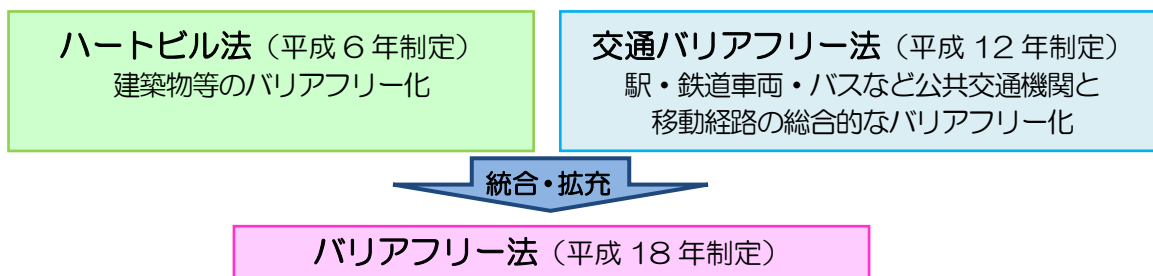


図 バリアフリー法の制定

表 交通バリアフリー法・ハートビル法からバリアフリー法への主な改正点

改正点	改正の概要
① 対象者の拡充	○身体障がい者だけでなく、全ての障がい者が対象
② 対象施設の拡充	○建築物・公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを新たに追加
③ 基本構想制度の充実	○バリアフリー化を一体的に進める重点整備地区について、旅客施設を含まない地域でも設定が可能
④ 基本構想策定の際の当事者参加	○協議会制度を法定化 ○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設
⑤ ソフト施策の充実	
スパイラルアップの導入	○関係者と協力して、バリアフリー施策の継続的かつ段階的な発展を図っていく。
心のバリアフリーの促進	○バリアフリー化の促進に関する国民の理解と協力を求める。（国民の一人ひとりが、高齢者・障がい者等の困難を自らの問題として認識）

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれら間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

図 バリアフリー法の概要

出典：国土交通省 HP

1-2 バリアフリー基本構想策定の背景と趣旨

バリアフリー法^{※1}の目的は、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することで、公共の福祉の増進に資することです。

この法律は、公共交通機関の旅客施設、建築物、都市公園、路外駐車場、歩道等の新設時等における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進ものです。また、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。なお、バリアフリー法では、新たに「ユニバーサルデザイン^{※2}」の考え方を踏まえた規定が盛り込まれています。

本市は都市基盤の整備として駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備すると共に、生活道路のバリアフリー化を進めていくことをまちづくりの方向性として示しています。

平成17（2005）年3月に「習志野市交通バリアフリー基本構想」を策定し、これまでもJR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺及び京成津田沼駅周辺などのバリアフリー化を推進してきました。

しかしながら前述のとおり、バリアフリー法では公共交通機関に限らず、高齢者や障がい者などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としていることから、市内の生活・移動環境のバリアフリー化に向けて、継続的な取り組みを行っていくことが求められております。また、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深める為の対策も求められています。

これを踏まえ、高齢者や障がい者等の移動や施設利用における利便性・安全性に関する課題を解決し、バリアフリー化の促進を図るため、「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、バリアフリー法に基づく新たな「習志野市バリアフリー基本構想」の策定を行うこととしました。

これにより、施設ごとに独立して実施されていたバリアフリー整備が一体的・連続的に実施され、より効率的なバリアフリー整備の取り組みを推進していくことができます。

※1：バリアフリー法

平成18（2006）年12月20日に施行され、交通バリアフリー法とハートビル法が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。

※2：ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいように製品や建物、生活空間を設計する考え方。

1-3 バリアフリー基本構想の位置付け

バリアフリー基本構想は本市におけるこれまでのバリアフリー化に関する取り組みを踏まえ、上位計画・関連計画と整合を図りながら策定しました。

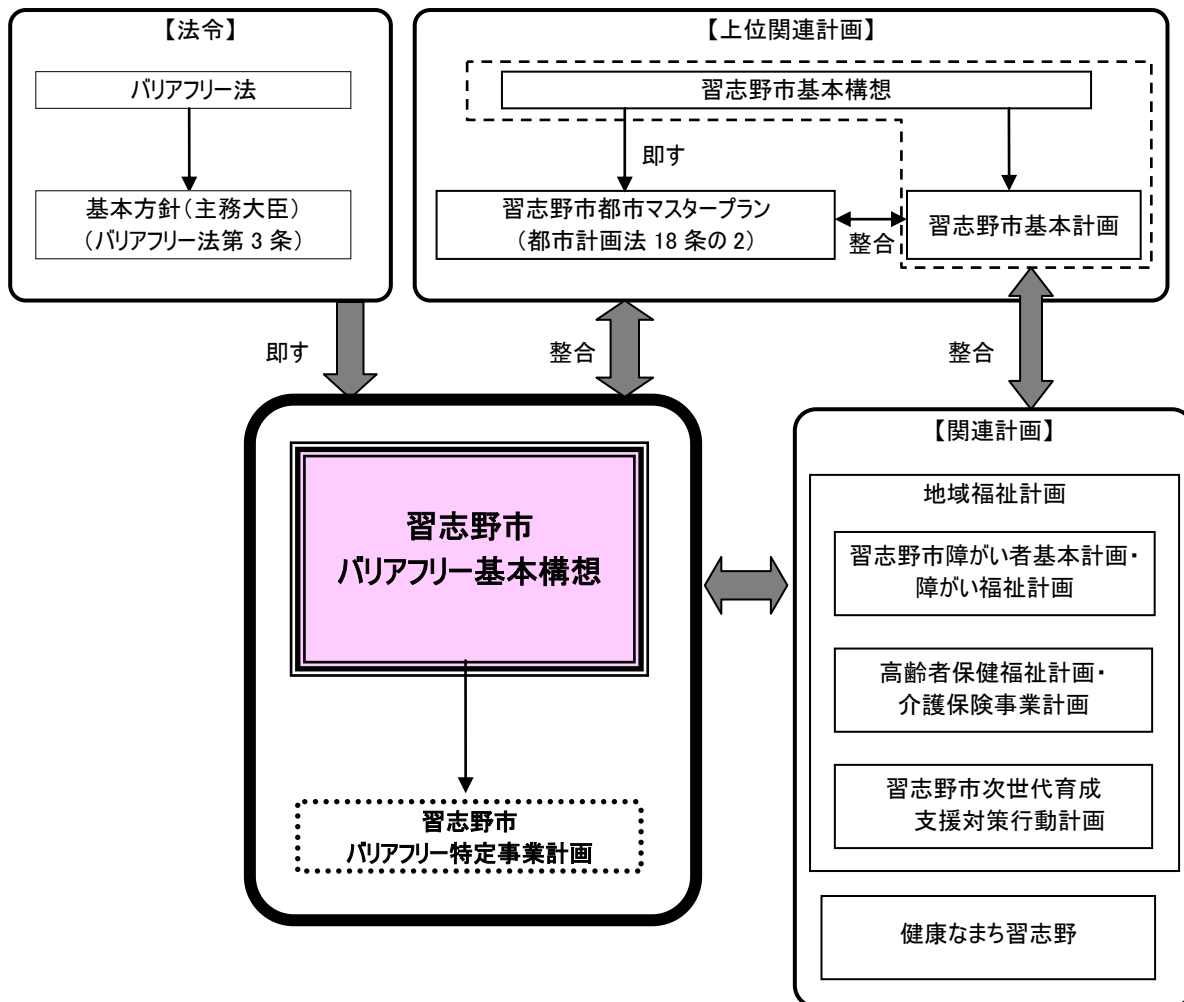


図 バリアフリー基本構想の位置づけ

1-4 基本構想策定までの流れ

(1) 策定体制

基本構想策定にあたっては、学識経験者、公共交通機関等の代表、福祉関係団体等の代表、商業関係団体の代表、関係行政機関の職員、市の職員で構成される「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。

また、基本構想策定に向けた庁内調整を行うため、「習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会」及び「同作業部会」を設置しました。

さらに学識経験者、福祉関係団体、市の職員等による「バリアフリーまち歩き点検ワークショップ」を実施し、バリアフリー化整備を図ることが必要な経路を実際に歩き整備に向けた意見を伺った他、「パブリックコメント」により、市民の方々の意見を幅広く集めて、基本構想に反映しました。

(2) 策定手順

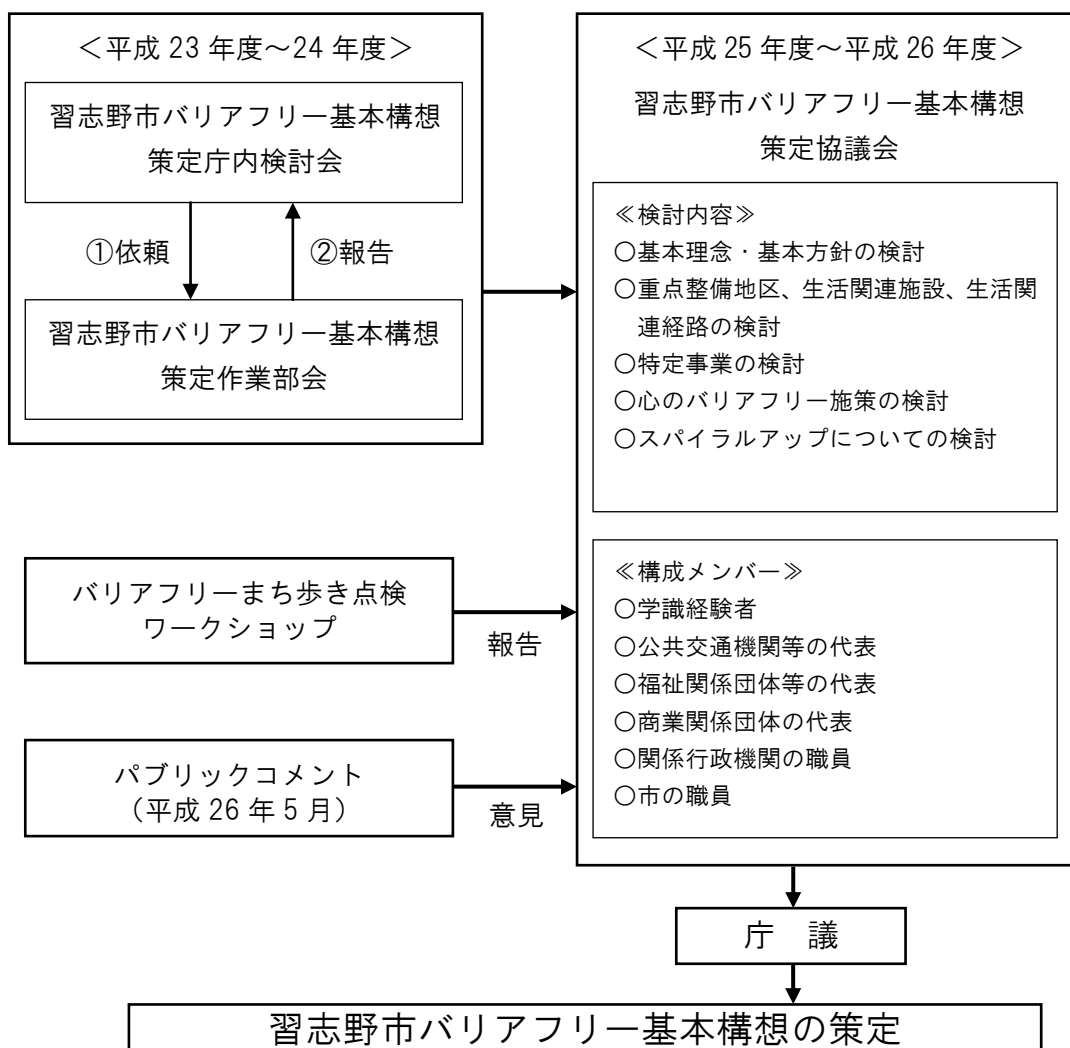


図 策定手順

1-5 バリアフリー基本構想の構成

バリアフリー基本構想の構成を以下に示します。

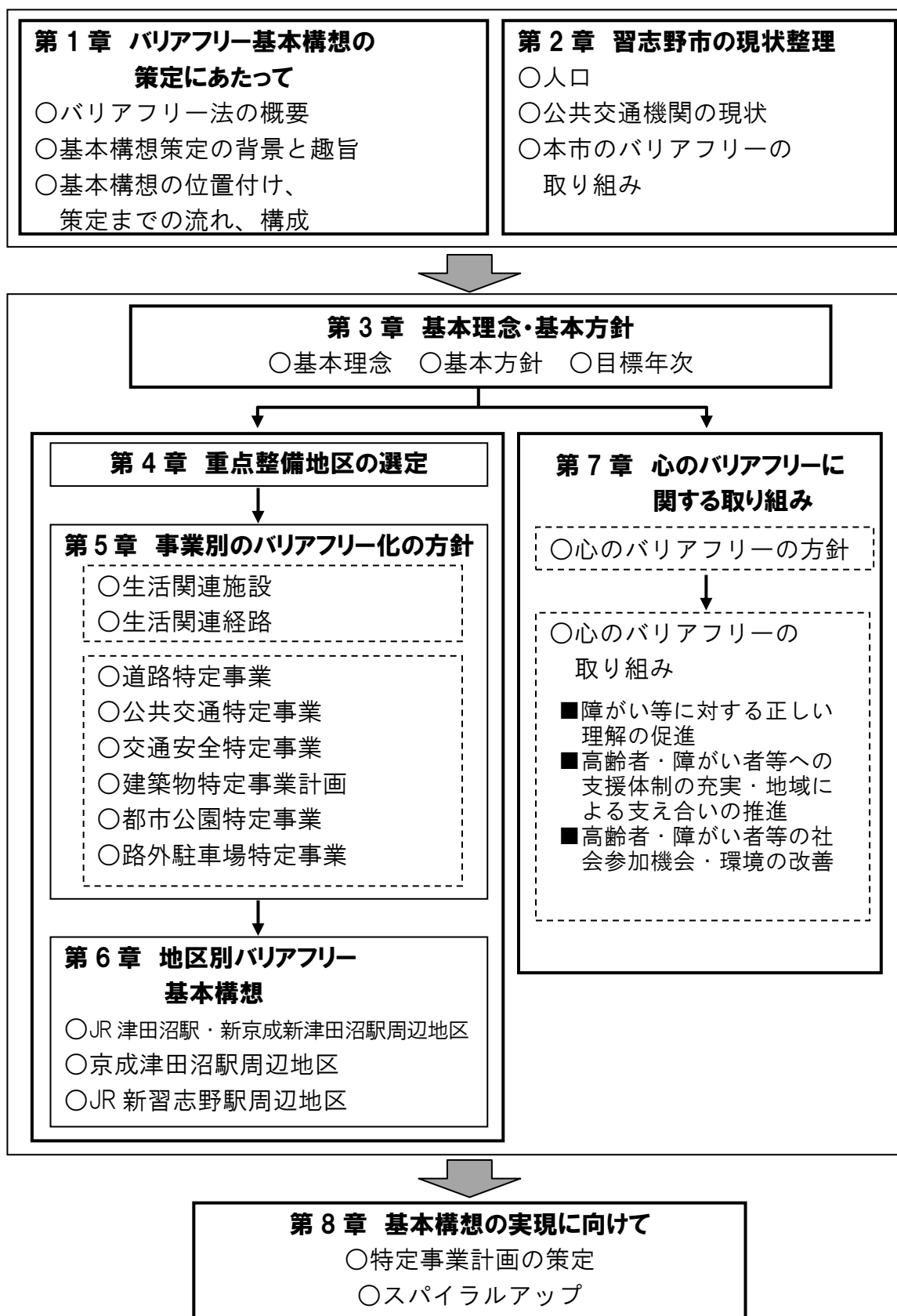


図 バリアフリー基本構想の構成

第2章 習志野市の現状整理

2-1 習志野市の現状

2-1-1 人口

(1) 人口の推移

市の総人口は最近 10 年間は微増傾向であり、平成 15（2003）年に 156,359 人であった人口は平成 25（2013）年には 165,099 人となり、約 9,000 人増加しています。

そのうち、高齢者人口は増加傾向にあり、平成 15（2003）年に 14.2%であった高齢化率は平成 25（2013）年には 21.2%に上昇しています。

将来人口推計において、総人口は平成 31（2019）年をピークに緩やかに人口減少に転じる見込みです。

一方、高齢者人口は増加傾向にあり、平成 25（2013）年に 21.2%であった高齢化率は平成 37（2025）年には 23.4%に上昇することが見込まれます。

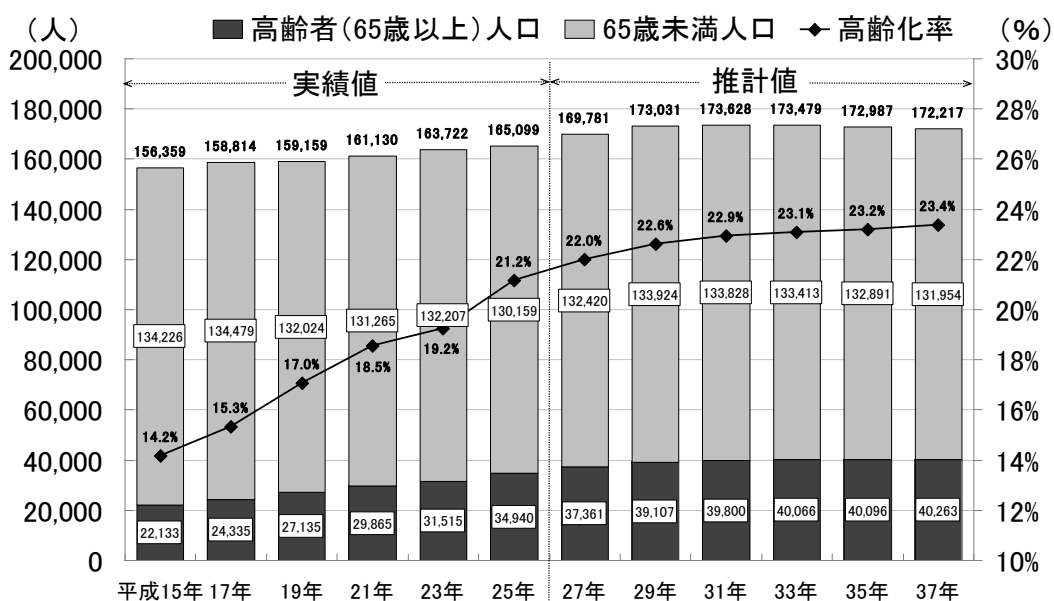


図 総人口の推移と高齢者人口の動向

出典：住民基本台帳（実績値）

(2) 障がい者人口

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれの手帳の所持者数も増加傾向にあり、手帳の所持者の合計数は平成20(2008)年に4,618人だったものが、平成25(2013)年には5,857人と1,239人増加しています。

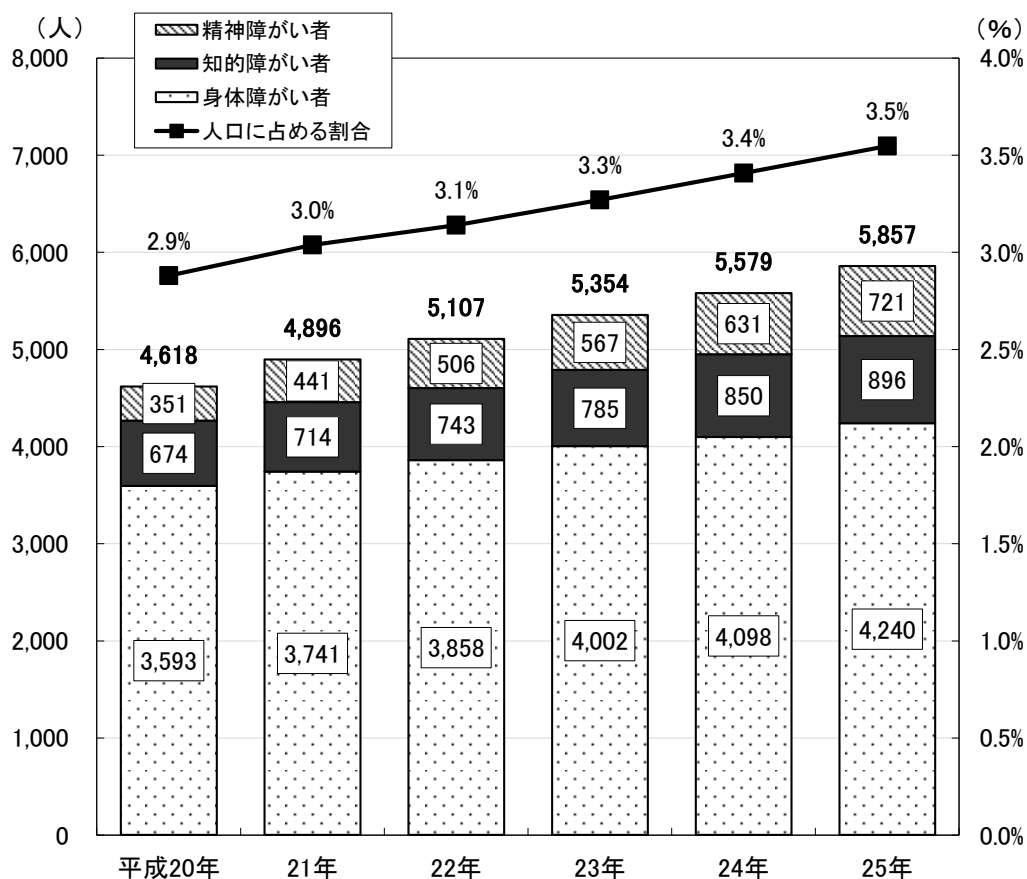


図 障がい者の手帳所有者数の推移

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の合計(各年4月1日現在)

出典：地域福祉計画

2-1-2 公共交通の現状

(1) 習志野市内の鉄道駅別乗車人数

市内の鉄道路線は、JR 総武本線、JR 京葉線、京成本線、京成千葉線、新京成線の5路線7駅があります。



図 習志野市内の鉄道路線

市内各駅の平成14(2002)年度から平成23(2011)年度までの乗車人員数は下図のとおりです。平均乗車人数を見ると、JR津田沼駅が最も多く平成23(2011)年度では約101,327人/日の利用があります。最近5年間の鉄道利用者数の推移をみると、京成大久保駅、実籾駅は増加傾向にあります。全体的には若干の減少傾向となっています。

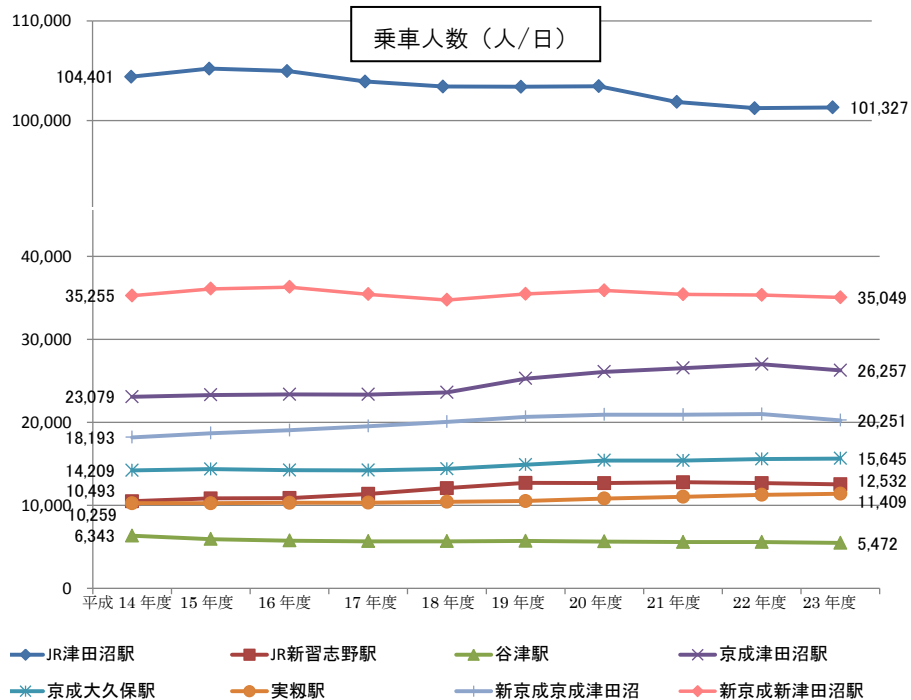


図 習志野市内の鉄道駅別乗車人員数

出典：習志野市統計書

鉄道駅の主な施設のバリアフリー整備の状況を以下に示します。

表 鉄道駅の主なバリアフリー整備状況

施設名 駅名		駅構内				
		エレベーター ・スロープ	エスカレーター	多機能トイレ	視覚障害者 誘導用 ブロック	点字券売機
JR 東日本	津田沼駅	エレベーター 3基	昇降各3基	あり	あり	あり
	新習志野駅	エレベーター 3基	昇り3基	あり	あり	あり
京成電鉄・ 新京成電鉄	谷津駅	エレベーター 1基	昇り1基	あり	あり	あり
	京成津田沼駅 (京成・新京成)	エレベーター 3基	昇降各3基	あり	あり	あり
	京成大久保駅	スロープ 2箇所	—	あり	あり	あり
	実籾駅	エレベーター 2基	昇り2基	あり	あり	あり
	新津田沼駅	エレベーター 2基	昇り2基	あり	あり	あり

(2) バス運行状況

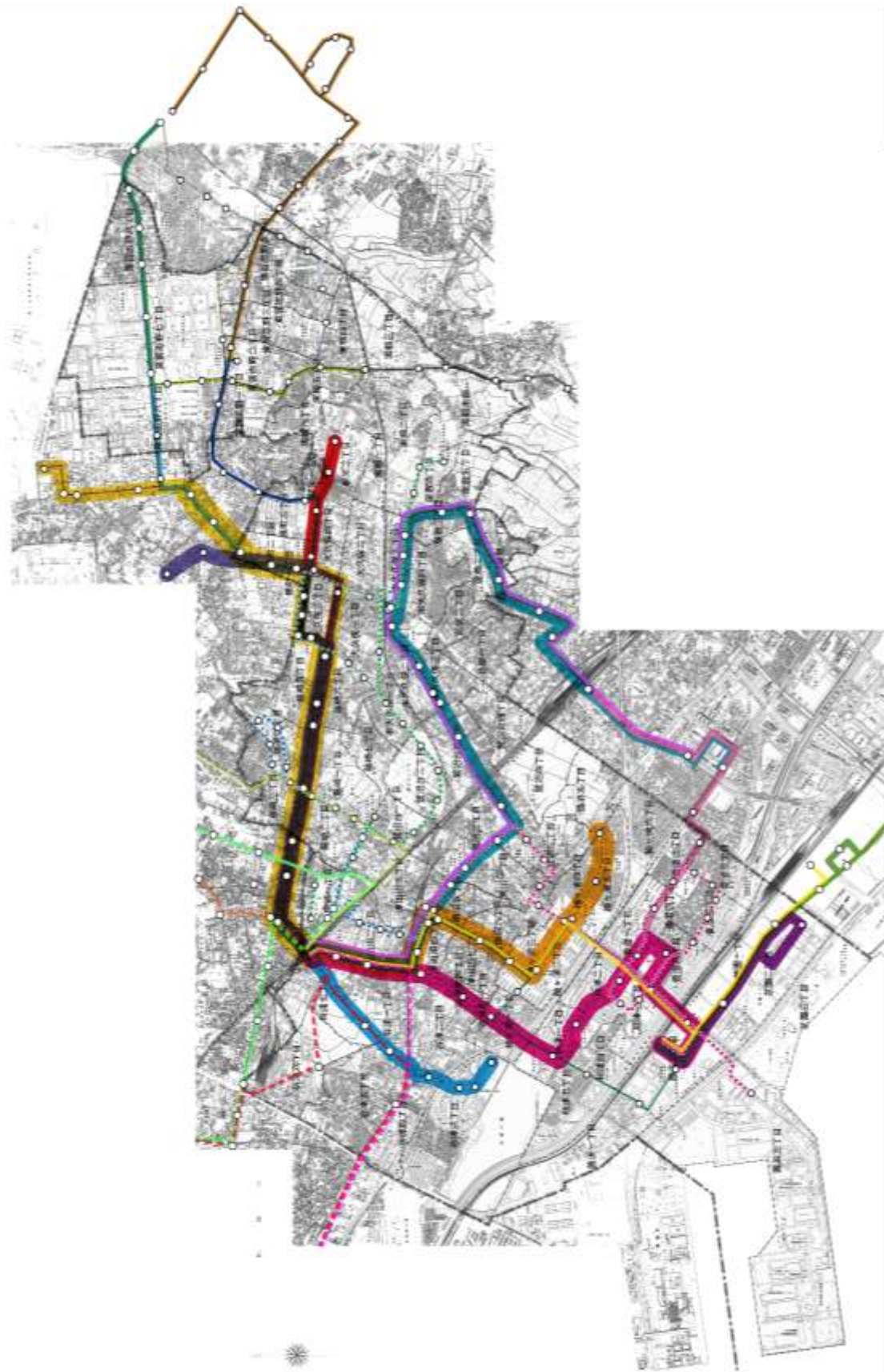
市内を運行するバスは平成26(2014)年4月1日現在、合計42系統のバス路線があり、京成バス、京成バスシステム、習志野新京成バス、千葉シーサイドバス、ちばレインボーバス、平和交通の6事業者が運行しています。

本市における路線バス及びコミュニティバスの運行本数は、下表のとおりです。市内のバス路線の多くは、JR津田沼駅を起終点としており、JR津田沼駅を中心に路線バス網が配置されています。

表 路線バス及びコミュニティバスの運行本数(平成26年4月1日現在)

路線No	事業者	図中表示	系統名	起点	経由地	終点	平日往復運行回数(本/日)	路線No
1	京成バス		津01	JR津田沼駅	済生会習志野病院・三山車庫	習志野出張所	137	1
2			津01(2)	JR津田沼駅	済生会習志野病院・大久保十字路	三山車庫	166	2
3			津02	JR津田沼駅	済生会習志野病院	二宮神社	141	3
4			津02(2)	JR津田沼駅		済生会習志野病院	18	4
5			津03	JR津田沼駅	済生会習志野病院	日大実習	120	5
6			津21	JR津田沼駅	済生会習志野病院・三山車庫・日鉄住金溶接工業	八千代台駅西口	41	6
7			津31	JR津田沼駅	済生会習志野病院・ユトリシア・花見川団地・実花小学校	八千代台駅	19	7
8			津31(2)	JR津田沼駅	済生会習志野病院	ユトリシア	34	8
9			津32	JR津田沼駅		習志野企業局	20	9
10			津41	JR津田沼駅		袖ヶ浦団地	191	10
11			津42(深夜バス)	JR津田沼駅		津田沼高校	1	11
12			津43(深夜バス)	JR津田沼駅		新習志野駅	2	12
13			津46	JR津田沼駅	管理事務所・京成津田沼駅入口	新習志野駅	6	13
14			津46(2)	JR津田沼駅	新習志野駅	イオンモール幕張新都心バスターミナル	13	14
15			津51	JR津田沼駅	第七中学校	新習志野駅	162	15
16			津52	JR津田沼駅	臨海工業団地・京成津田沼駅	新習志野駅	15	16
17			津61	幕張本郷駅		JR津田沼駅	38	17
18			津61(2)	幕張西二丁目		JR津田沼駅	1	18
19			津62	JR津田沼駅	京成大久保駅南口	幕張本郷駅	58	19
20			津62(2)	JR津田沼駅		幕張西五丁目	1	20
21			津65	JR津田沼駅		京成大久保駅南口	15	21
22			津71	JR津田沼駅		谷津干潟	126	22
23			幕11	新習志野駅	香澄公園・幕張中学校	幕張本郷駅	78	23
24			幕66	京成大久保駅南口		幕張本郷駅	15	24
25			新習62	新習志野駅		新都心営業所	55	25
26			海61	新習志野駅		海浜幕張駅	54	26
27			八千31	八千代台駅	花見川団地	ユトリシア	53	27
28			八千41	八千代台駅		実習駅	25	28
29			八千46	八千代台駅		習志野出張所	13	29
30	ハッピーバス (京成バス)		京成津田沼駅内陸ルート	京成津田沼駅	藤崎地区	京成津田沼駅	52	30
31			京成津田沼駅海浜ルート	京成津田沼駅	新習志野駅	海浜公園	52	31
32			京成大久保駅ルート	新津田沼駅北口	京成大久保駅	東部保健福祉センター	62	32
33	京成バス システム		東11	JR津田沼駅	奏の杜フォルテ	JR東船橋駅	0 (土休日のみ)	33
34			ら01	東船橋駅	JR津田沼駅	JR南船橋駅	11	34
35			船41	船橋駅	JR東船橋駅	JR津田沼駅	10	35
36	新京成バス		津17	JR津田沼駅	教習所前	津田沼グリーンハイツ	90	36
37			津18	JR津田沼駅	フレッシュタウン	津田沼グリーンハイツ	42	37
38	千葉レインボーバス		神崎線	JR津田沼駅		木ノ下駅	59	38
39	千葉シーサイド バス		幕張日立八千代台線	八千代台駅	日立製作所・実習駅	幕張駅	3	39
40			幕張八千代台線	八千代台駅		幕張駅	3	40
41			幕張日立線	幕張駅	実習駅	日立製作所	4	41
42	平和交通		津田沼・ららぽーと TOKYO-BAY線	JR津田沼駅		ららぽーと TOKYO-BAY	57	42

注1) 京成バスは、京成バス株式会社の「京成バス時刻表」(<http://www.keiseibus.co.jp/jkoku/>)による
 注2) 新京成バスは、船橋新京成バス株式会社の「習志野新京成バス」(<http://www.shinkeisei.co.jp/bus/route/narashino/index.html>)による
 注3) 京成バスシステムは、京成バスシステム株式会社の「路線バスのご案内」(<http://www.keisei-bus-system.co.jp/pc/p030100.html>)による
 注4) 千葉レインボーバスは、千葉レインボーバス株式会社の「虹色バス通り」(<http://www.chiba-rainbow-bus.jp/>)による
 注5) 千葉シーサイドバスは、社団法人千葉県バス協会の「千葉県バス総合案内総合WEB」(<http://www.chiba-bus-kyokai.jp/>)による
 注6) 平和交通バスは、平和交通株式会社の「平和交通バス」(<http://heiwakotsu.com/>)による



線の太さは運行本数の多少による

図 路線バス網

(3) 福祉タクシーの利用券使用状況

①福祉タクシー券（障がい者福祉タクシー利用助成）

障がい者福祉タクシー利用助成による福祉タクシー券の利用枚数は、平成14（2002）年度には33,713枚であったものが、平成20（2008）年度には54,730枚に増加しています。平成21（2009）年度に障がい者福祉タクシー利用助成について事業の改訂が行われたことにより、配布対象者総数に変更が生じたため利用枚数は一旦減少していますが、平成22（2010）年度以降は再び増加傾向にあり、平成24（2012）年度には48,170枚利用されました。

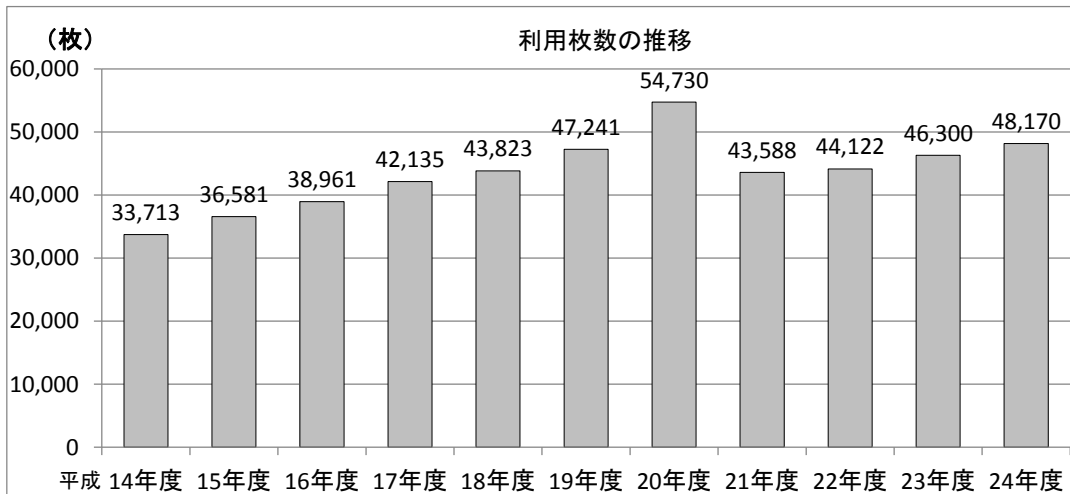


図 福祉タクシー利用券の利用枚数の推移

資料：障がい福祉課

②高齢者外出支援事業によるタクシー利用券

平成24（2012）年7月より開始された高齢者外出支援事業によるタクシー券の利用枚数は、平成24（2012）年度（H24.7～H25.3）は11,976枚、平成25（2013）年度（H25.4～H26.1）は18,269枚であり、増加しています。

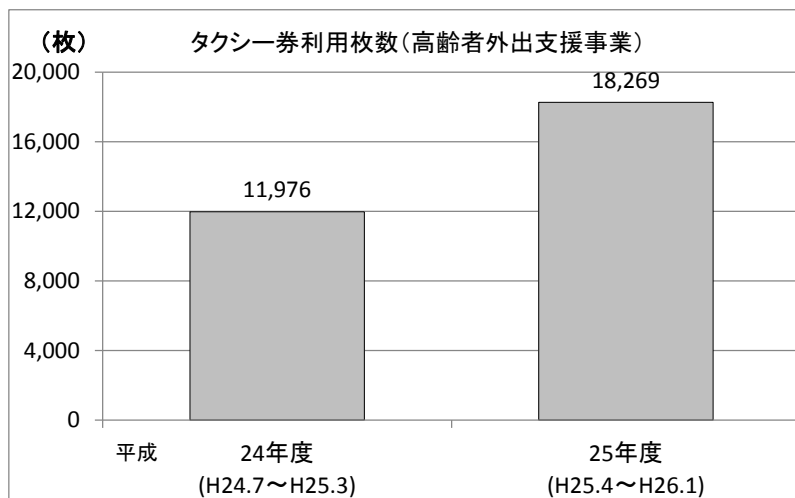


図 タクシー券の利用枚数の推移

資料：高齢者支援課

2-2 習志野市のバリアフリーの取り組み

2-2-1 基本構想策定までの取り組み経過

習志野市におけるバリアフリーの推進に向けた取り組みの経過は以下のとおりです。

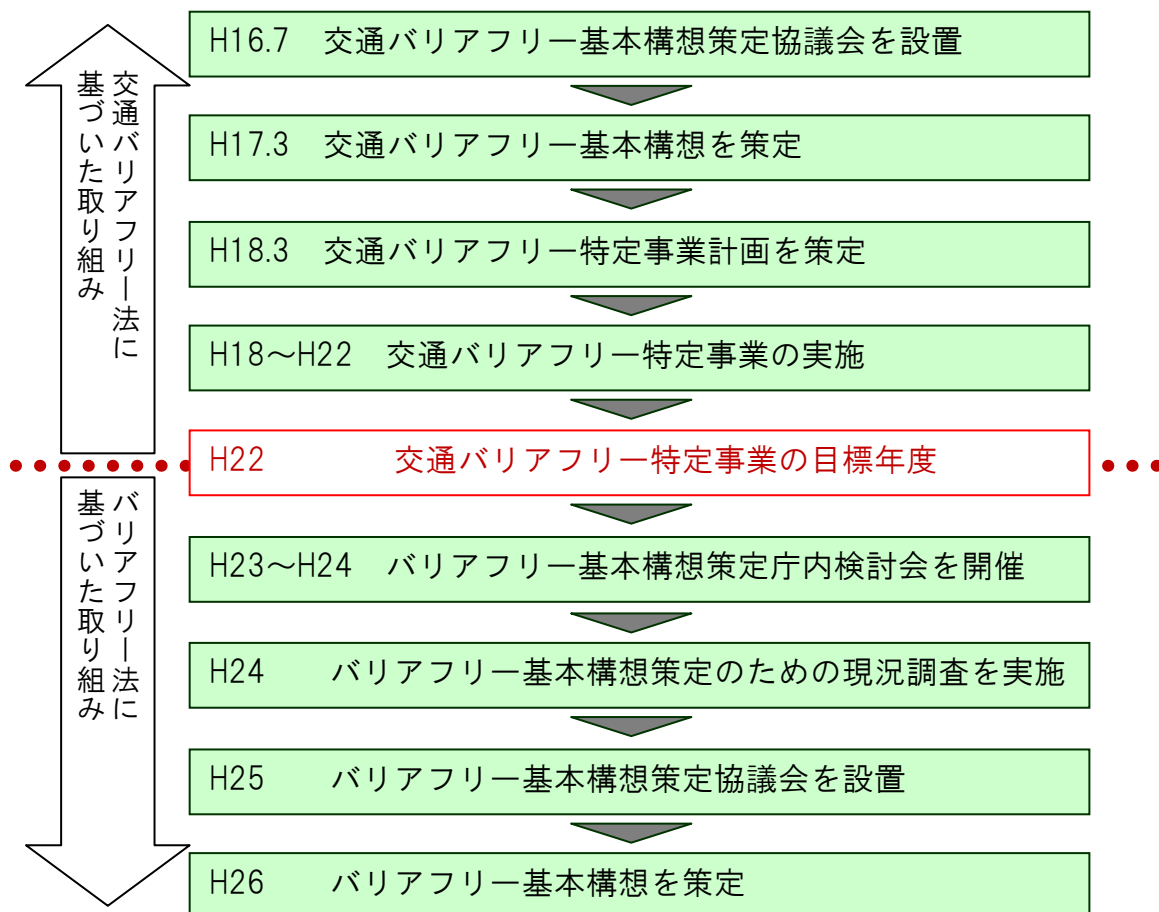


図 バリアフリーの推進に向けた取り組み経過

2-2-2 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要

本市では公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が個別に行ってきたバリアフリー化事業を、各事業者が一体的・集中的に事業を実施することにより誰もが利用しやすいバリアフリー化の施設整備の促進を図ることを目的に、平成17(2005)年3月に「習志野市交通バリアフリー基本構想」を策定し、その中で「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」「京成津田沼駅周辺地区」の2地区を重点整備地区として決めました。

これに基づき、平成18(2006)年3月に「習志野市交通バリアフリー特定事業計画」を策定し、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業に取り組み、駅及び駅周辺のバリアフリー化を一体的に進めて参りました。



図 交通バリアフリー基本構想における重点整備地区

※なお、詳細については75ページ「資料編6 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要」を参照

第3章 基本理念・基本方針

3-1 基本理念

誰もが心身ともに快適に移動できる やさしいまちづくり

障がい等に対する正しい理解や支援体制に基づく周りの手助けがあり、安心して外出できる環境（心のバリアフリー）と、駅やバス・タクシー、歩道、信号機等のバリアフリー整備が実施され、安全に・安心して外出や施設利用が出来る環境（ハード面の整備）をつくることにより、心身ともに健やかにくらすことができるやさしいまちづくりを進めます。

3-2 基本方針

基本理念を実現するために、次の4つの基本方針によりバリアフリー化を進めます。

①重点整備地区を定め、官民連携によるバリアフリー整備を推進します。

習志野市バリアフリー基本構想は、基本理念及び国の基本方針に基づき、主に高齢者・障がい者等が利用する駅等生活関連施設を中心とした一定の区域を定め、市、特定事業者及び高齢者・障がい者等並びに市民が連携しバリアフリー化を推進します

②官民協働により基本構想を策定し、ユニバーサル社会の実現を促進します。

習志野市バリアフリー基本構想は、市、特定事業者及び高齢者・障がい者等並びに市民が協働して策定し、これに基づく施策を推進することで、ユニバーサル社会の実現を促進します

③「心のバリアフリー」を促進します。

習志野市バリアフリー基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民の意識づくりを推進します。

④スパイラルアップ^{※3}の考え方を導入し、段階的にバリアフリー化を図っていきます。

習志野市バリアフリー基本構想では特定事業者が行うバリアフリー化事業、心のバリアフリー施策について、継続的に検証することにより、段階的にバリアフリー化を図ります。

3-3 目標年次

バリアフリー基本構想の計画期間は、上位計画である習志野市基本構想と整合を図り、平成37（2025）年度までとします。

※3：スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障がいのある人など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

第4章 重点整備地区の選定

4-1 バリアフリー法の重点整備地区の選定要件

バリアフリー法における重点整備地区の選定要件として、以下の内容を満たすことが必要となることから、これらの要件を基本に選定を行います。

バリアフリー法の規定（バリアフリー法 第2条第21号）

- 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設^{※4} 及び生活関連経路^{※5} を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 重点整備地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。



バリアフリー法の規定に基づく国の基本方針三 2(1)【重点整備地区の要件】

- 生活関連施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設、商業施設等）が3以上集積している。
- 生活関連施設相互間の移動が徒歩で行われる地区である。
- 地区全体の面積がおおむね400ヘクタール未満の地区
- 高齢者・障がい者の移動、施設利用の状況、土地利用、諸機能の集積の実態、地区の将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であること



重点整備地区の候補地区の選定

※習志野市における生活関連施設設定の考え方は28ページ「5-1 生活関連施設及び生活関連経路」を参照

※4：生活関連施設

高齢者、障がいのある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。

※5：生活関連経路

生活関連施設相互間の経路

4-2 重点整備地区の候補地区の概要

バリアフリー法における重点整備地区の選定要件に基づくと、生活関連施設候補の分布状況から重点整備地区の候補地区は概ね各鉄道駅周辺として選定できます。

重点整備地区内においては生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われることを勘案し、重点整備地区の区域は旅客施設を中心に半径 1km の範囲で、主要な生活関連施設を含む範囲とします。

バリアフリー法における重点整備地区の選定要件を踏まえ、駅中心から 1km 圏内にある生活関連施設になり得る施設と、各施設周辺の道路について、重点整備地区の候補地区の状況を整理しました。

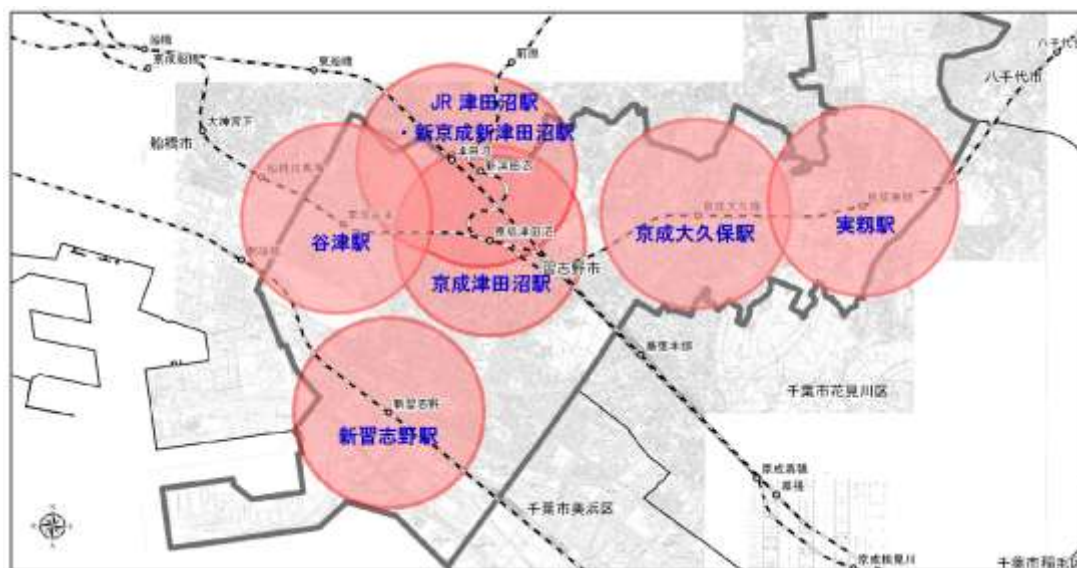


図 重点整備地区の候補地区

(1) JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

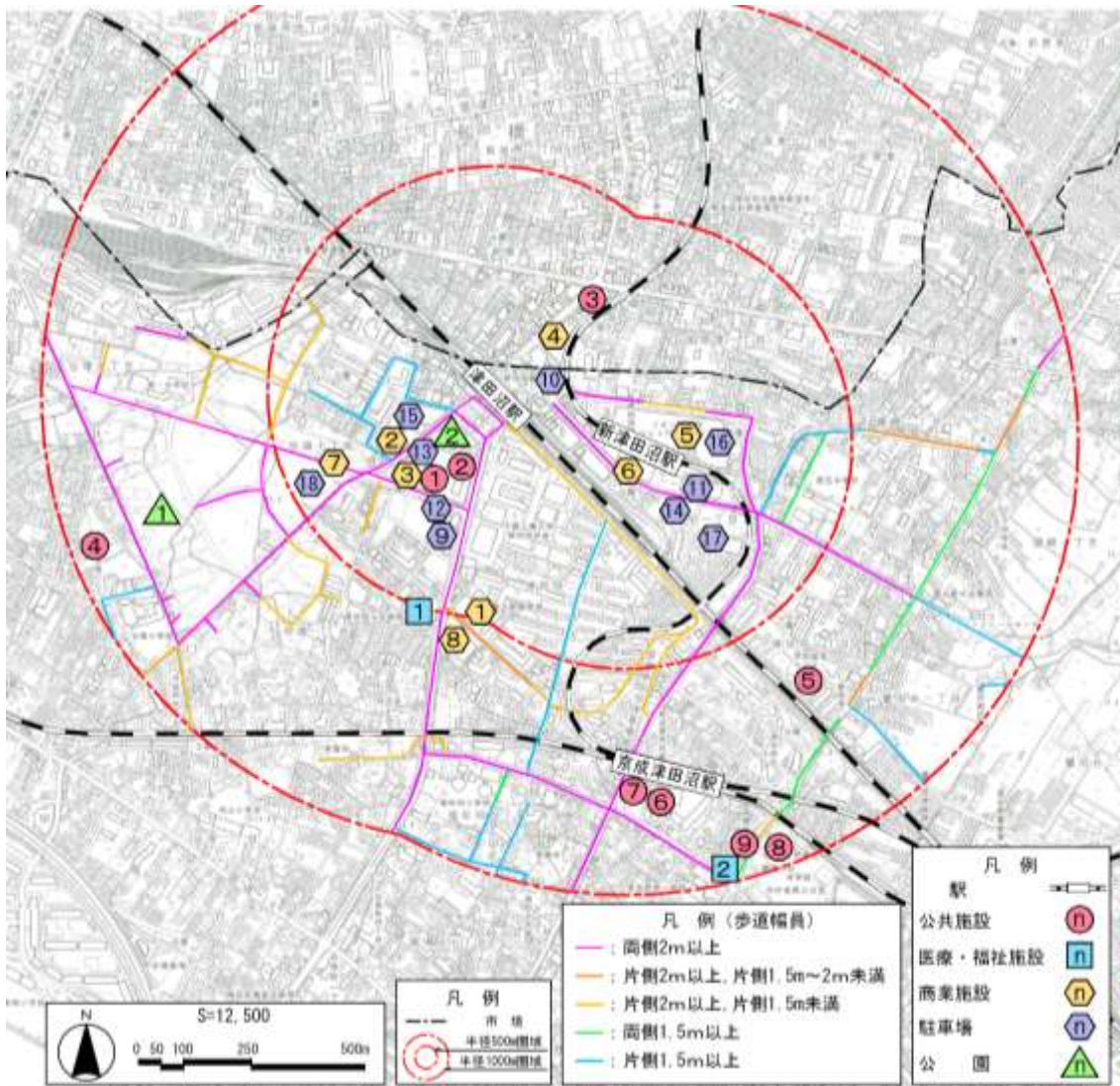


図 JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
①	習志野文化ホール	①	習志野郵便局	⑫	モリシア津田沼立体駐車場
②	JR 津田沼駅南口連絡所	②	ユザワヤ津田沼店	⑬	モリシア津田沼駐車場
③	船橋市津田沼連絡所、 船橋市東部公民館	③	モリシア津田沼	⑭	タイムズイトーヨーカドー 津田沼店駐車場
④	谷津コミュニティセンター、 谷津図書館、 谷津ヘルステーション、 谷津地域包括支援センター	④	津田沼 PARCO	⑮	津田沼駅前商業ビル駐車場
⑤	学校給食センター	⑤	イオン津田沼店	⑯	イオン津田沼店駐車場
⑥	市役所仮庁舎	⑥	イトーヨーカドー津田沼店	⑰	タイムズコナミスポーツ クラブ津田沼駐車場
⑦	庁舎分室（サンロード津田沼）、 津田沼・鷺沼地域包括支援センター	⑦	奏の杜フォルテ	⑱	奏の杜フォルテ駐車場
⑧	教育委員会	⑧	千葉エースレーン	▲1	谷津近隣公園
⑨	保健会館、 津田沼・鷺沼ヘルステーション	⑨	シティーパーク津田沼 有料パーキング	▲2	津田沼緑地
■1	津田沼中央総合病院	⑩	松栄パーキング		
■2	習志野第一病院	⑪	新津田沼駐車場ビル		

(2) 京成津田沼駅周辺地区

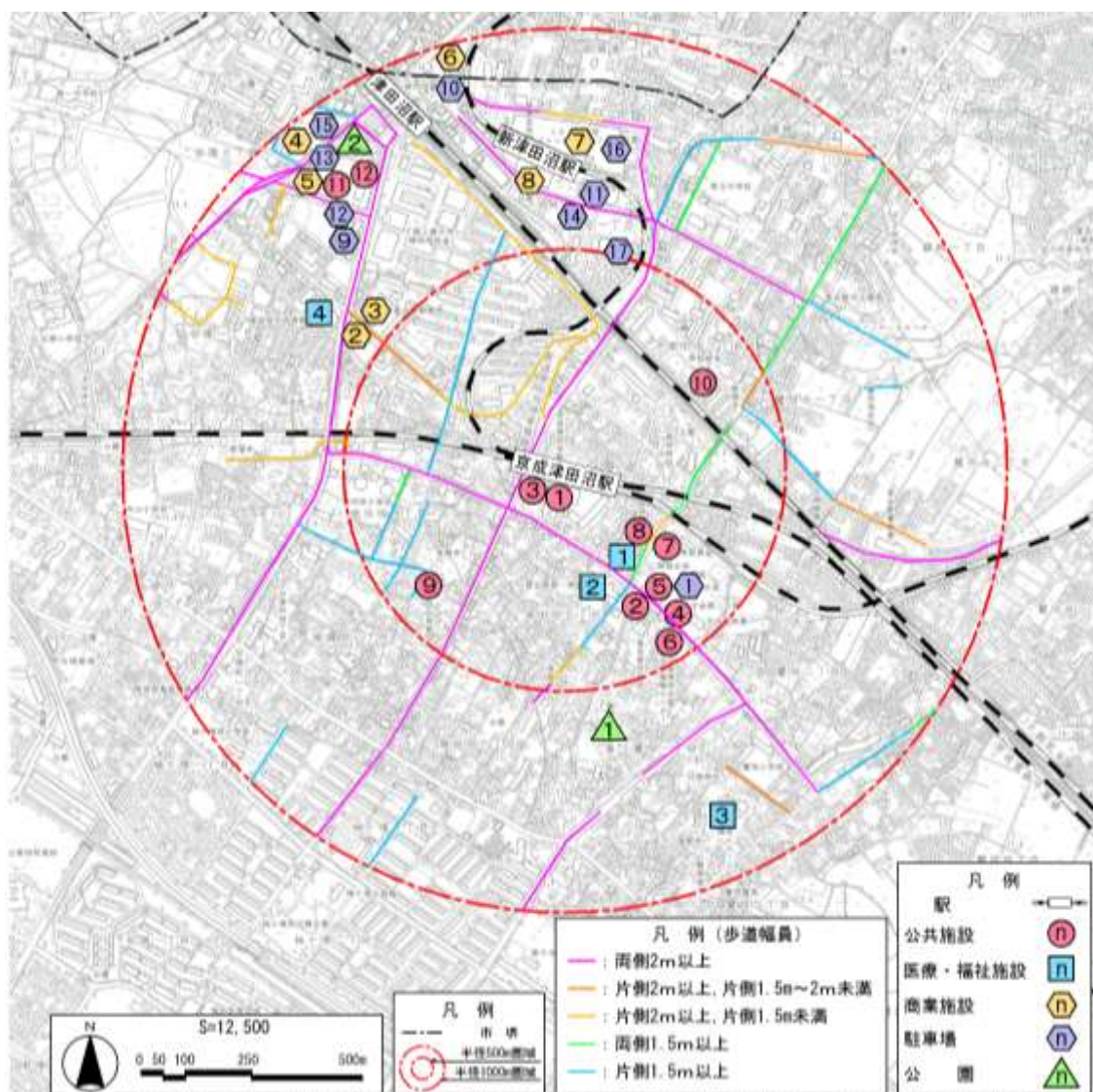


図 京成津田沼駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
①	市役所仮庁舎	①	急病診療所	⑨	シティーパーク津田沼 有料パーキング
②	市役所市民課棟	②	習志野第一病院	⑩	松栄パーキング
③	庁舎分室（サンロード津田沼） 津田沼・鷺沼地域包括支援センター	③	養護老人ホーム白鷺園	⑪	新津田沼駐車場ビル
④	市役所第二分室	④	津田沼中央病院	⑫	モリシア津田沼立体駐車場
⑤	市役所第三分室	①	タイムズ習志野市役所 第三分室前駐車場	⑬	モリシア津田沼駐車場
⑥	市役所第四分室	②	千葉エースレーン	⑭	タイムズイトーヨーカドー 津田沼店駐車場
⑦	教育委員会	③	習志野郵便局	⑮	津田沼駅前商業ビル駐車場
⑧	保健会館、 津田沼・鷺沼ヘルスステーション	④	ユザワヤ津田沼店	⑯	イオン津田沼店駐車場
⑨	菊田公民館	⑤	モリシア津田沼	⑰	タイムズコナミスポーツ クラブ津田沼駐車場
⑩	学校給食センター	⑥	津田沼 PARCO	▲1	鷺沼城址公園
⑪	習志野文化ホール	⑦	イオン津田沼店	▲2	津田沼緑地
⑫	JR津田沼駅南口連絡所	⑧	イトーヨーカドー津田沼店		

(3) 谷津駅周辺地区

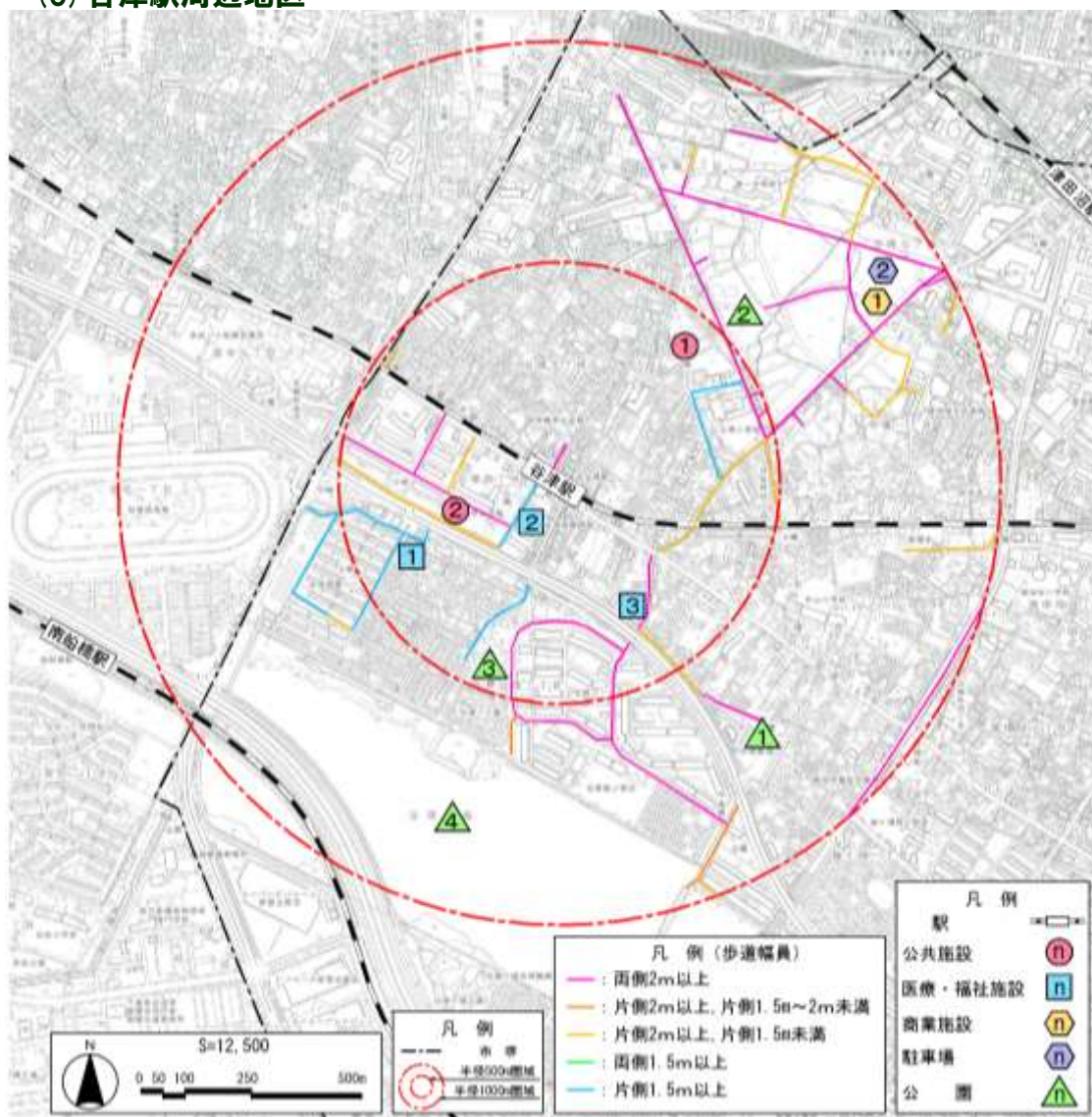


図 谷津駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名
①	谷津コミュニティセンター、谷津図書館、谷津ヘルステーション、谷津地域包括支援センター	②	奏の杜フォルテ駐車場
②	谷津公民館	①	葦切近隣公園
①	(建設予定) 特別養護老人ホーム	②	谷津近隣公園
②	谷津保健病院	③	谷津公園
③	東京湾岸リハビリテーション病院	④	習志野緑地 (谷津干潟含む)
①	奏の杜フォルテ		

(4) 京成大久保駅周辺地区

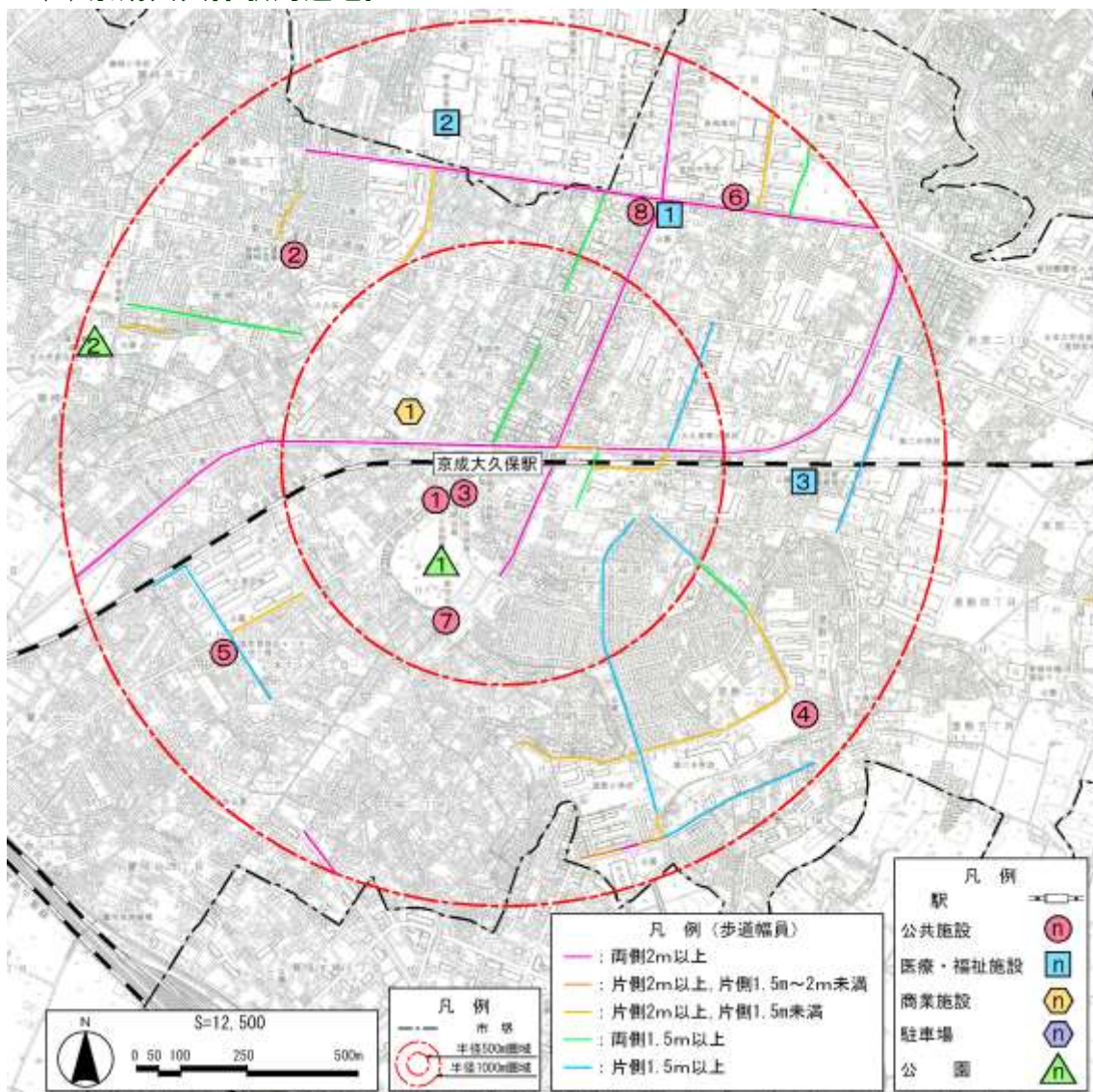


図 京成大久保駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名
①	大久保図書館	⑧	市民プラザ大久保
②	藤崎図書館、東消防署藤崎出張所	①	あっとほーむ習志野
③	大久保公民館・市民会館	②	千葉県済生会習志野病院
④	屋敷公民館	③	習志野健康福祉センター（習志野保健所）
⑤	ゆうゆう館（生涯学習地区センター）	①	マルエツ大久保駅前店
⑥	あづまこども会館	①	中央公園
⑦	勤労会館（体育館）	②	習志野公園（森林公園）

(5) 実朮駅周辺地区

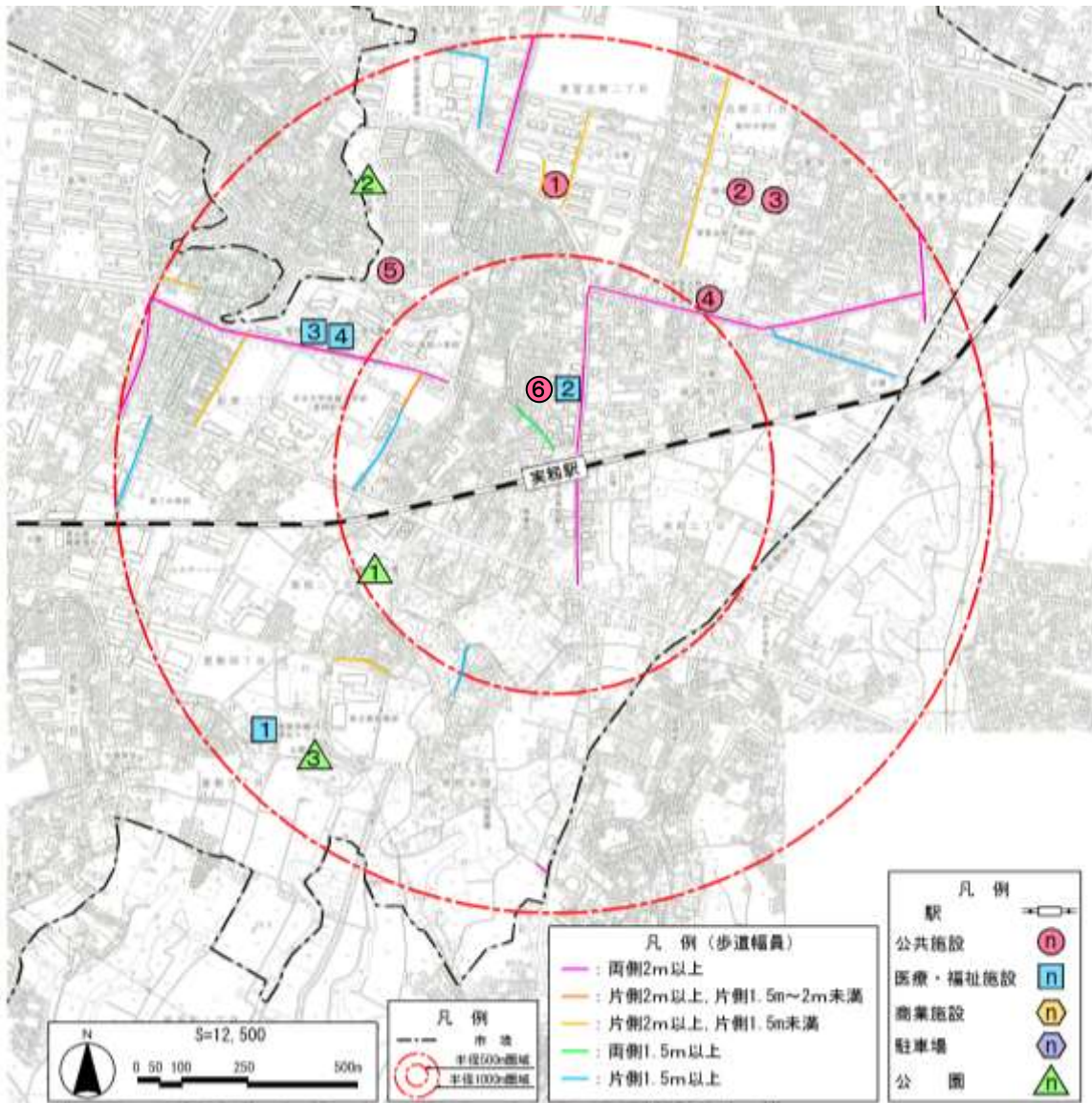


図 実朮駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名
①	プレーメン習志野(東習志野ヘルスステーション、東習志野地域包括支援センター)	②	(建設予定) 老人ホーム
②	総合教育センター	③	習志野偕生園
③	東部体育館	④	グリーンパーク習志野
④	東習志野コミュニティセンター、東習志野図書館、東部連絡所	①	実朮本郷公園
⑤	実朮テニスコート	②	実朮自然公園
⑥	(建設予定) 集会所	③	屋敷近隣公園
①	東部保健福祉センター、芙蓉園、屋敷ヘルスステーション、屋敷地域包括支援センター、		

(6) JR 新習志野駅周辺地区

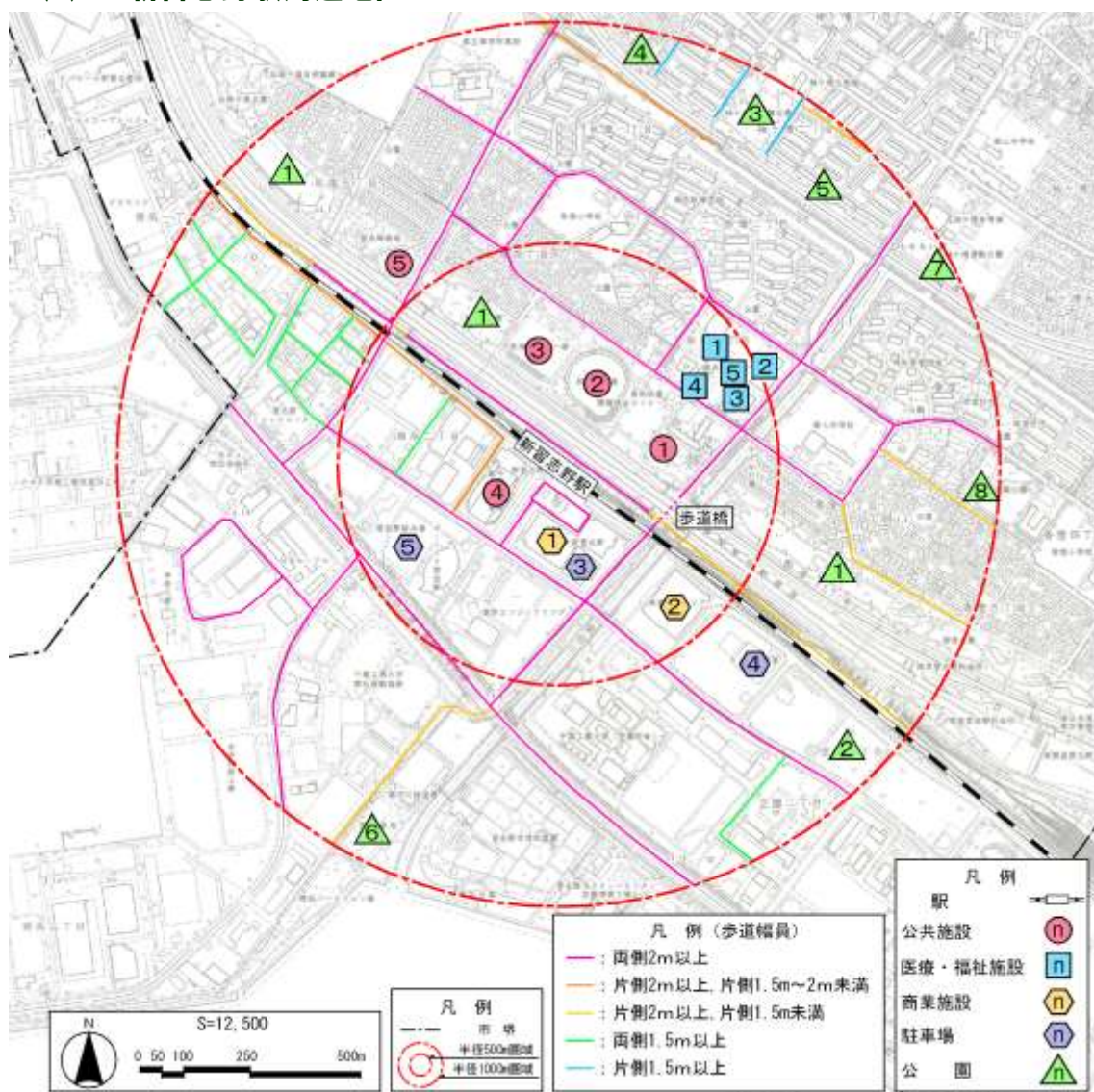


図 JR 新習志野駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名
①	新習志野公民館・図書館・西部連絡所	③	ハイパーモールメルクス新習志野駐車場
②	秋津野球場	④	日産カレスト(株)幕張店駐車場
③	秋津サッカー場	⑤	ボートピア習志野
④	千葉県国際総合水泳場	▲1	習志野緑地
⑤	秋津テニスコート	▲2	芝園公園
■1	総合福祉センター関連	▲3	袖ヶ浦西近隣公園
■2	ケアセンター習志野	▲4	袖ヶ浦1丁目緑地
■3	セイワ習志野、ヴィラ清和	▲5	袖ヶ浦2丁目緑地
■4	あきつ園	▲6	茜浜緑地
■5	ゆいまーる習志野、ひまわり発達相談センター	▲7	袖ヶ浦地区公園
▲1	ハイパーモールメルクス新習志野	▲8	香澄近隣公園
▲2	東京インテリア家具幕張店		

4-3 重点整備地区の選定手順

重点整備地区の選定は、バリアフリー法の重点整備地区の選定要件（17ページ）に該当すると共に、重点整備地区の候補地区の地域特性や生活関連施設の立地状況等から地区の一体的整備の実現可能性を評価し、重点整備地区を設定します。

各駅の周辺地区について、バリアフリー化の観点から特に重要と考えられる生活関連施設の分類ごとの立地数と、対象地区の歩道幅員状況を参考にした生活関連経路設定の可能性から一体的な整備の実現可能性を検討しました。評価は、以下の視点に従って検討しました。

【重点整備地区選定の考え方】

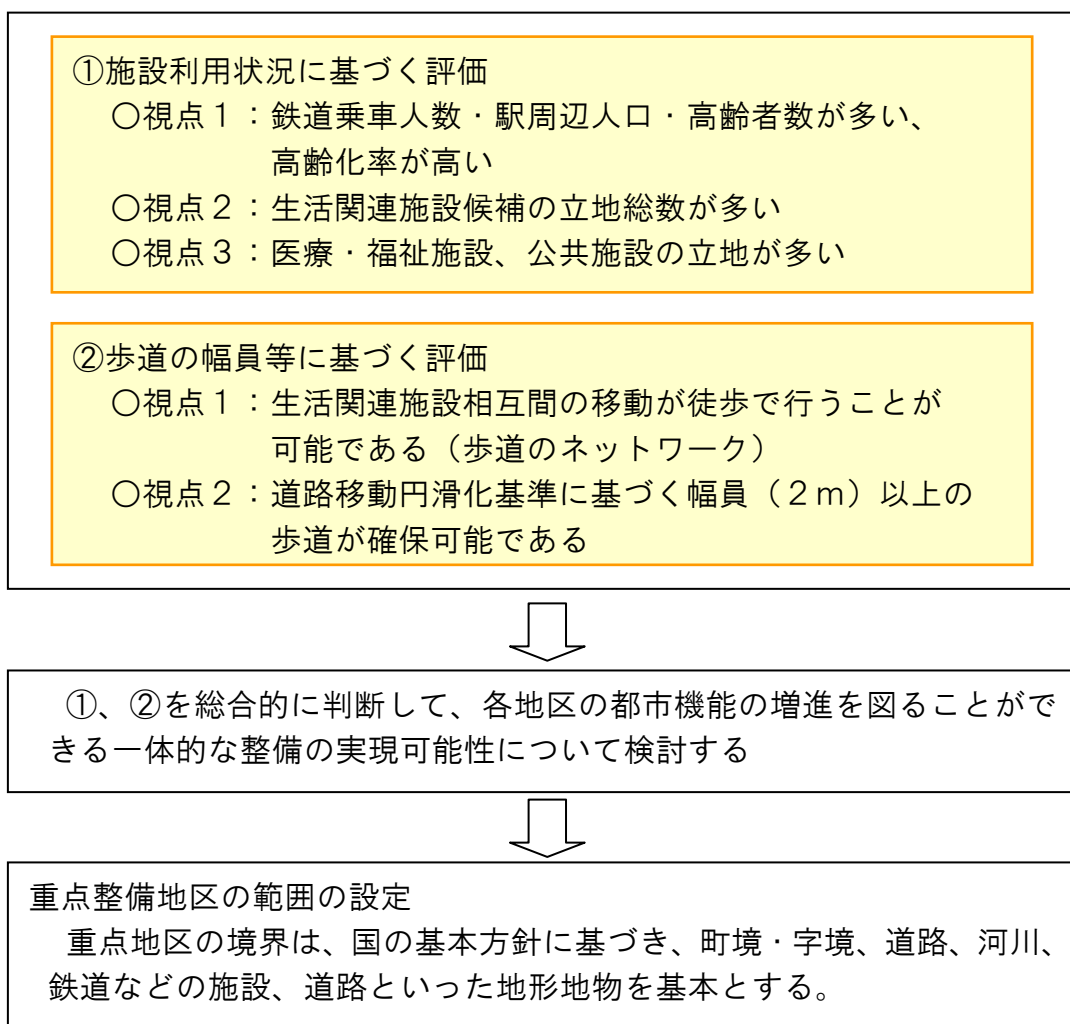


図 重点整備地区の選定手順

※習志野市における生活関連施設設定の考え方は28ページ「5-1 生活関連施設及び生活関連経路」を参照

4-4 各地区の評価

重点整備地区の選定手順に基づき、各地区の一体的な整備の実現可能性を以下に示します。

平成25年3月末日現在
(※印：平成24年3月末日現在)

表 各地区の評価

地区名		J R津田沼駅・ 新京成新津田沼駅周辺	京成津田沼駅周辺	谷津駅周辺	京成大久保駅周辺	実羽駅周辺	J R新習志野駅周辺	
①施設利用状況に基づく評価								
視点1	鉄道乗車人数(人/日)※	136,376	26,257	5,472	15,645	11,409	12,532	
	駅周辺人口(人)※	45,189	35,187	35,496	32,794	23,908	13,266	
	高齢者数(人)※	6,326	6,228	6,425	6,493	4,951	3,555	
	高齢化率(%)※	14.0	17.7	18.1	19.8	20.7	26.8	
視点2	生活関連施設候補の立地総数	31	35	11	14	13	23	
視点3	生活関連施設候補の内訳	○医療・福祉施設	2	4	3	3	4	5
		○公共施設	9	12	2	8	6	5
		○商業施設・駐車場	18	17	2	1	0	5
		○公園・緑地	2	2	4	2	3	8
関連する市の事業		J R津田沼駅南口 特定土地区画整理事業	新庁舎建設計画		公共施設再生計画 (生涯学習施設)			
評価結果		○鉄道乗車人数が非常に多く、駅周辺人口、高齢者数も多い。 ○生活関連施設候補の立地数が多く、特に商業施設が多い。	○鉄道乗車人数が多く、駅周辺人口、高齢者数も多い。 ○生活関連施設候補の立地が最も多く、特に公共施設が多い。	○駅周辺人口、高齢者数は多いが、鉄道乗車人数は少ない。 ○生活関連施設候補の立地数は少ない。	○鉄道乗車人数は多く、駅周辺の高齢者数は多い。 ○生活関連施設候補の立地数は少ない。	○鉄道乗車人数は比較的多いが、駅周辺人口、高齢者数は比較的少ない。 ○生活関連施設候補の立地数は少なく、大規模な商業施設がない。	○駅周辺人口、高齢者数は少ないものの、高齢化率は高い。 ○生活関連施設候補の立地数多く、特に医療・福祉施設が多い。	
②歩道の幅員等に基づく評価								
評価結果		○駅を中心として両側2m以上の歩道が多く、歩道のネットワークは充実している。	○駅を中心として両側2m以上の歩道が多く、歩道のネットワークは充実している。	○駅周辺で歩道が途切れており、歩道のネットワークは不十分である。	○駅北側で両側2m以上の歩道があるが、南側の歩道のネットワークは不十分である。	○駅周辺で両側2m以上の歩道が少なく、歩道のネットワークは不十分である。	○駅を中心として両側2m以上の歩道が多く、歩道のネットワークは充実している。	
一体的整備の実現可能性		○市内で最も市民が集まり、今後も人口増加が見込まれる拠点性の高い地区であり、歩道のネットワークも充実しているため、実現可能性が高い。 ○	○駅利用者が多く、利用頻度の高い官公庁施設等が立地する地区であり、歩道のネットワークも充実しているため、実現可能性が高い。 ○	○高齢者数、公園は多いが、駅利用者が少なく、歩道のネットワークが不十分であるため、実現可能性は低い。 —	○公共施設再生計画の詳細が決定していないため、事業計画を立てることが難しく、歩道のネットワークも不十分であるため、実現可能性は低い。 —	○施設立地数が比較的少なく、大規模な商業施設が無い地区であり、歩道のネットワークが不十分であるため、実現可能性は低い。 —	○施設の立地数多く、特に福祉施設等が多い、福祉的拠点性の高い地区であり、歩道のネットワークも充実しているため、実現可能性が高い。 ○	

4-5 重点整備地区の設定

各地区の評価結果より、重点整備地区として次の3地区を設定します。



図 重点整備地区の設定

第5章 事業別のバリアフリー化の方針

5-1 生活関連施設及び生活関連経路

(1) 生活関連施設の考え方

生活関連施設はバリアフリー化が望まれる施設として基本構想に位置付けるものです。バリアフリー化には設計上の対応や付加的なコスト対応が必要になることを勘案し、バリアフリー基本構想では、バリアフリー法や国の基本方針を踏まえ、次のような考え方により生活関連施設を選定しました。

バリアフリー法による義務付けのある施設

バリアフリー法では、バリアフリー基本構想の有無にかかわらず、高齢者・障がい者等が日常生活及び社会生活において利用したり、移動手段として使用したりする以下の施設について、新設等する際に「移動等円滑化基準（バリアフリー化基準）」への適合を義務付けています。

- 旅客施設・車両（第8条）
- 特定道路（第10条）
- 特定路外駐車場（500㎡以上の有料駐車場 第11条）
- 特定公園施設（園路、管理事務所、駐車場、便所など。第13条）
- 特別特定建築物
（政令で定める床面積2,000㎡以上の特定建築物。 第14条）

バリアフリー法による生活関連施設の規定（法 第2条21号イ）

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。



バリアフリー法の規定に基づく国の基本方針三 2(1)【生活関連施設の要件】

- 相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設
→旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院等
- 具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定する



習志野市の生活関連施設の考え方

次の条件を全て満たす施設を生活関連施設に位置付けることとします。

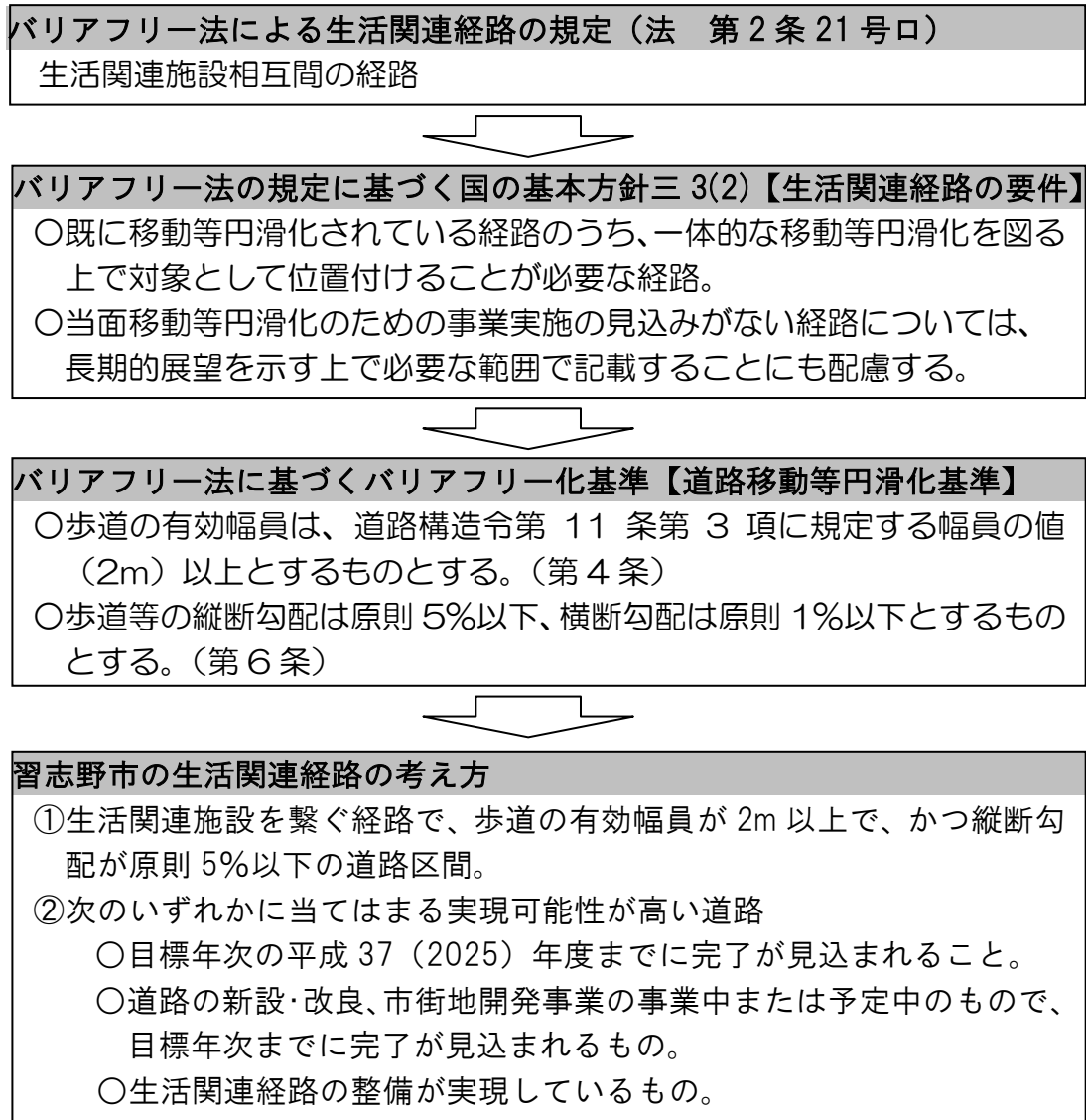
- ①高齢者や障がい者等を含む不特定多数の人が利用する施設（旅客施設、建築物、特定路外駐車場、緑地・近隣公園規模以上の都市公園）であること。
- ②建築物の場合、床面積が2000㎡以上の特別特定建築物等又は床面積が2,000㎡以下でも次のいずれかに該当する特別特定建築物
 - 本庁機能、バリアフリー化が特に必要な官公庁施設
 - 複合／集積している保健関係施設（生活関連経路上にある）
 - 日常的に高齢者・障がい者等が使う施設と複合している施設
- ③生活関連施設間の移動が徒歩であること。
- ④施設相互間の経路設定が可能であること。

なお、生活関連施設に位置付けられることで、必ずしも早急な整備が義務付けられるものではありません。計画的な整備が義務付けられるのは、特定事業としての位置づけがなされた場合となります。

(2) 生活関連経路

生活関連経路は、バリアフリー法において「生活関連施設相互間の経路」と規定されています。

生活関連経路に選定された道路はバリアフリー化基準「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」に基づいた整備を推進していくため、バリアフリー基本構想では、バリアフリー法や国の基本方針を踏まえ、次のような考えにより生活関連経路を選定しました。



なお、一部区間で物理的な整備課題等があり、移動等円滑化基準を満たせない道路や整備目標年次までに移動円滑化基準に基づく整備が困難な道路のうち、生活関連施設間を結ぶ経路としてバリアフリー整備を推進していく必要のある経路を「準生活関連経路」として位置づけ、対応可能な内容に関して長期的にバリアフリー整備を図っていきます。

5-2 重点整備地区のバリアフリー整備に関する事業

重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた取り組み事業の概要は以下の通りです。

表 重点整備区域におけるバリアフリー化に向けた取り組み事業

特定事業計画の種類	バリアフリー整備等の概要
道路特定事業	<p>【生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道の有効幅員 2m 以上の確保 ○歩道勾配の改善：縦断勾配 5%以下、横断勾配 1%以下。(ただし、地形の状況等の特別の理由によりやむを得ない場合は、縦断勾配 8%以下、横断勾配 2%以下) ○視覚障害者誘導用ブロックの設置 ○駅前広場のバリアフリー化 ○案内板の設置 など <p>【準生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応可能な内容について整備を推進
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○駅や鉄道車両のバリアフリー化 ○バス停やバス車両のバリアフリー化 ○福祉タクシー車両の導入
交通安全特定事業	<p>【生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー対応信号機等の整備 <p>【準生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応可能な内容について整備を推進
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターやスロープの設置 ○トイレ、駐車場、出入口等のバリアフリー化 ○通路に視覚障害者誘導用ブロックを設置 など
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○公園内の園路・広場、休憩所・管理事務所、駐車場、便所、水飲場・手洗い場、掲示板・標識等のバリアフリー化
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす利用者用駐車場等の整備 ○駐車場内通路のバリアフリー化

5-3 特定事業におけるバリアフリー整備の基準の方針

5-3-1 道路特定事業

道路特定事業とは生活関連経路上のエレベーター、歩道、案内標識等の設置や、歩道の拡幅、段差の勾配の改善等を行い、歩きやすい歩行空間を確保する事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①国土交通省省令「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づき整備を行います。
- ②既に整備が完了している道路については、維持管理に努めます。

■主な整備内容

【生活関連経路（国、千葉県、船橋市、習志野市）】

- 歩道の有効幅員 2m 以上を確保します。
- 歩道勾配の改善を行います。（縦断勾配 5%以下、横断勾配 1%以下）
- 視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- 駅前広場のバリアフリー整備を推進します。
- わかりやすい案内板等を設置します。

【準生活関連経路（国、船橋市、習志野市）】

- バリアフリー整備の基準の内、対応可能な内容について整備を推進します。

※準生活関連経路とは、生活関連施設間を結ぶ経路であって、地形的制約や沿道の市街化の状況によって、「一部区間で移動等円滑化基準を満たせないもの」又は「整備目標年次までに移動円滑化基準に基づく整備が困難なもの」をいいます。

5-3-2 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは特定旅客施設^{※6}におけるエレベーター、エスカレーター等のバリアフリー施設の整備や、ノンステップバスの導入など特定車両（鉄道車両、乗合バス）のバリアフリー化を図る事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①旅客施設及び車両等は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき整備を行います。
- ②既に整備が完了している施設及び車両については、維持管理に努めます。

■主な整備内容

【鉄道】

- 駅舎のバリアフリー化を推進します。
- 鉄道車両のバリアフリー化を推進します。
- 駅係員、乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

【バス】

- バス停のバリアフリー化を推進します。
- ノンステップバス車両導入を推進します。
- 乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

【タクシー】

- 福祉タクシー車両導入を推進します。
- 乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

※なお、福祉タクシー車両の導入については、移動等円滑化整備基準に基づき進めるとともに、「次世代タクシー車両」の仕様を把握し、車両整備方針の策定に取り組みます。

※6：特定旅客施設

1日あたりの利用客数が5,000人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がい者等の利用が、1日あたりの利用客数5,000人以上の旅客施設と同程度以上である旅客施設。

5-3-3 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは道路横断の安全を確保するため、バリアフリー対応型信号機等の整備や、生活関連経路上の違法駐車行為の防止等についての広報活動・啓発活動等を行う事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

①信号機・標識（公安委員会）

○信号機については、視覚障がい者のための音響機能、高齢者や車いす利用者などのための歩行者用青色信号に時間延長機能等を整備し、信号交差点での横断の安全性・利便性の向上を図ります。

○道路標識や道路標示を、わかりやすく見やすい場所に整備します。

②取締り（公安委員会）

○関係機関と連携し、違法駐車車両の取締りの強化並びに違法駐車防止に関する広報・啓発活動を実施します。

5-3-4 建築物特定事業

建築物特定事業とは、公共施設や病院等の特別特定建築物^{※7}において、エレベーターの設置やトイレの改善などを行い、利用しやすい施設の整備を行う事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①公共施設は、新設・増設・改築を行う際に「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行います。なお、習志野市の公共施設については「習志野市公共施設再生計画」と整合を図ります。（船橋市、習志野市）
- ②民間施設は、新設・増設・改築を行う際に「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」の趣旨や支援措置などを周知し、バリアフリー整備の促進を図ります。
- ③既に整備が完了している建築物については維持管理に努めます。

■主な整備内容

- 建物や部屋の出入口、廊下等などは十分な通行空間と平坦性を確保します。
- 高低差がある箇所は、エレベーターやスロープを設置します。
- 建築物の各施設（トイレ、エレベーター、スロープ、駐車場等）は、高齢者、障がい者等にとって使いやすい構造とし、近くに見やすくわかりやすい案内表示を設置します。
- 建物の出入口に通じる通路（アプローチ）には、広い幅ですべりにくい表面とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

※7：特別特定建築物

不特定多数の者が利用、または主に高齢者・障がいのある人などが利用する特定建築物のうち政令で定めるもの。（バリアフリー法第2条第1項第17号）誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がいのある人などが利用する老人ホームなど。

なお、床面積 2,000 m²以上のものを建築する際には、移動等円滑化基準に適合させる義務が生じる。

5-3-5 都市公園特定事業

都市公園特定事業とは都市公園内のトイレ、水飲み場、園路等の各施設（特定公園施設^{※8}）のバリアフリー化を図り、利用しやすい公園の整備を行う事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①都市公園施設は、国土交通省省令「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準」に基づき整備を行います。（習志野市）
- ②既設の特定公園施設は、必要に応じて改修を行います。
- ③既に整備が完了している特定公園施設については維持管理に努めます。

■主な整備内容

- 園路は十分な通行空間と平坦性を確保します。
- 段差がある場合はスロープを設置します。
- 特定公園施設の位置を示した案内板を出入口付近に設置します。
- 休憩所の出入口の段差を解消します。
- 高齢者、障がい者等にとって使いやすいトイレ、駐車場、水飲み場、管理事務所（カウンター）を一施設以上整備します。

※特定公園施設

園路・広場、屋根付広場、休憩所・管理事務所、野外劇場・野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場・手洗い場、掲示板・標識

※8：特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、屋根つき広場、休憩場、駐車場、便所、水のみ場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識で移動等円滑化が必要なものとして定める公園施設。

5-3-6 路外駐車場特定事業

路外駐車場特定事業とは、車いす利用者用駐車場等を整備し、特定路外駐車場^{※9}のバリアフリー化を図る事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①特定路外駐車場は設置する際に国土交通省省令「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準」に基づき整備を行います。
- ②既設の特定路外駐車場は、法の趣旨などを周知し、バリアフリー化に努めるよう促進していきます。
- ③既に整備が完了している特定路外駐車場については維持管理に努める。

■主な整備内容

- 駐車場は建物の出入口の近くに、車いすを使用する方でも使いやすい駐車場を確保し、看板の設置や路面標示を行います。
- 車いすを使用する方でも使いやすい駐車場から出入口までは、十分な通行空間と平坦性を確保します。

※9：特定路外駐車場

道路、公園、建築物などに付属するものを除いた駐車場で、駐車用の面積が500㎡以上であり誰でも使える有料のもの。

第6章 地区別バリアフリー基本構想

6-1 JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

6-1-1 地区の特性と課題

(1) 地区の特性

市内で最も乗車客数の多いJR津田沼駅の周辺は、習志野市の広域拠点（中心市街地）であり、JR津田沼駅連絡所や習志野文化ホール等の公共施設、イトーヨーカドー津田沼店やモリシア津田沼等の大規模商業施設が駅周辺に集積しています。

道路についても歩道が整備されている路線が多く、歩道のネットワークは他地区と比べて最も充実しています。また、現在JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業が施行中であり、都市基盤整備や人口の増加が見込まれる地域です。

バリアフリー化の状況については、既に交通バリアフリー基本構想における重点整備地区に位置づけられ、各駅改札内外におけるエレベーターや視覚障害者誘導用ブロックや点状ブロックの設置等が実施されています。また、駅南口のペDESTリアンデッキのエレベーター設置や特定事業以外でもバリアフリーに関する事業が取り組まれています。このように駅舎や道路整備等のバリアフリー化が進められていることから、バリアフリーネットワークはある程度形成されています。

(2) 地区の課題

各鉄道会社の駅舎の移動円滑化基準に基づく整備や信号機における視覚障がい者用付加装置の整備は概ね完了しておりますが、歩道についてはJR津田沼駅北口～イトーヨーカドー津田沼店までのバリアフリー整備が遅れており、沿道施設と一体となった歩道の改良が必要です。

また、津田沼緑地の北側は有効幅員を確保する歩道整備、モリシア津田沼南側は大規模店舗・駐車場など一体となった歩道整備が必要となります。

さらに、歩道整備の経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が求められています。

■バリアフリーまち歩き点検ワークショップ（H25.11）における主な課題

<JR津田沼駅北口>

- 路上駐輪（市営路上駐輪場の利用者）が多いものの視覚障害者誘導用ブロックを妨げないようによく整列されている。ただし、はみ出し看板などの課題もある。
- 案内標識やエレベーターなど整備が進められているが、利用しやすい工夫が必要。
- 一部交差点部の段差、勾配の改善が必要。



等

<JR津田沼駅南口>

- 施設側との一体整備により歩車道の高さの改善を考えていくことが必要。
- 歩行者の動線に配慮した整備（視覚障害者誘導用ブロックなど）が必要。
- 整備された身障者乗降場とタクシー乗場の使い方のルール・マナー啓発が必要



等

6-1-2 重点整備地区内の整備すべき経路と地区の範囲

JR津田沼駅及び新京成新津田沼駅から駅周辺生活関連施設の立地状況を踏まえ、現在のバリアフリー整備状況や JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業を考慮しながら、各施設への主要な経路に対して、生活関連経路及び準生活関連経路を定めました。

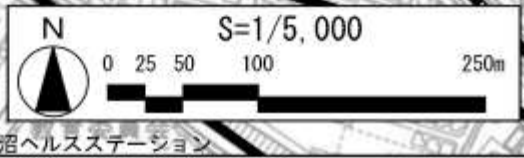
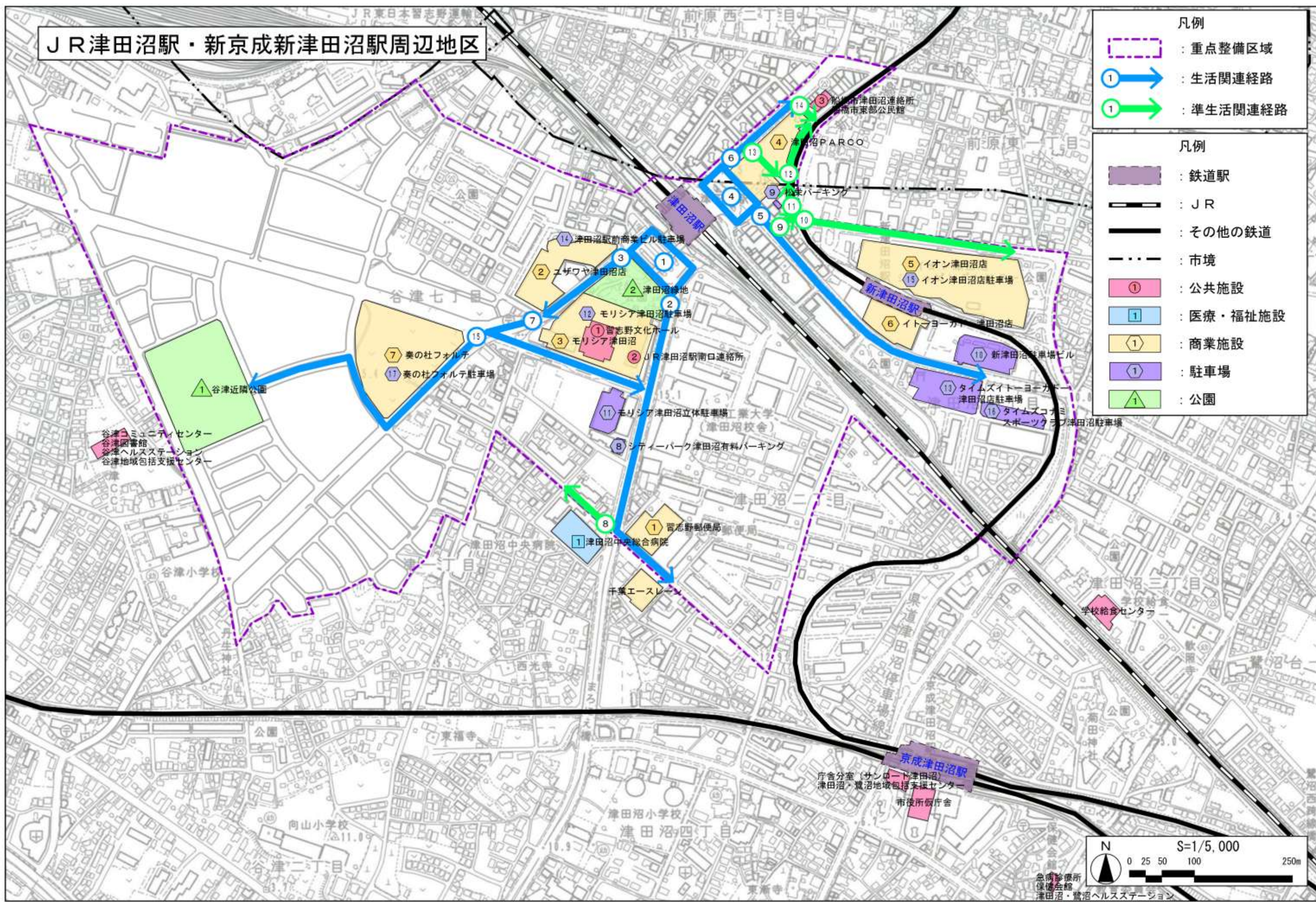
なお、重点整備地区の範囲については生活関連施設、生活関連経路及び準生活関連経路を包括した地域としました。

表 JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区における生活関連施設

大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	文化	習志野文化ホール	200	1			
公共施設	官公庁	JR 津田沼駅南口連絡所	200	2			
公共施設	官公庁	船橋市津田沼連絡所、船橋市東部公民館	300	3			
医療・福祉施設	医療	津田沼中央総合病院	500		1		
商業施設・駐車場	商業	習志野郵便局	500			1	
商業施設・駐車場	商業	ユザワヤ津田沼店	300			2	
商業施設・駐車場	商業	モリシア津田沼	200			3	
商業施設・駐車場	商業	津田沼 PARCO	200			4	
商業施設・駐車場	商業	イオン津田沼店	100			5	
商業施設・駐車場	商業	イトーヨーカドー津田沼店	100			6	
商業施設・駐車場	商業	奏の杜フォルテ	400			7	
商業施設・駐車場	駐車場	シティーパーク津田沼有料パーキング	300			8	
商業施設・駐車場	駐車場	松栄パーキング	100			9	
商業施設・駐車場	駐車場	新津田沼駐車場ビル	200			10	
商業施設・駐車場	駐車場	モリシア津田沼立体駐車場	300			11	
商業施設・駐車場	駐車場	モリシア津田沼駐車場	200			12	
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズイトーヨーカドー津田沼店駐車場	200			13	
商業施設・駐車場	駐車場	津田沼駅前商業ビル駐車場	300			14	
商業施設・駐車場	駐車場	イオン津田沼店駐車場	200			15	
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズコナミスポーツクラブ津田沼駐車場	300			16	
商業施設・駐車場	駐車場	奏の杜フォルテ駐車場	500			17	
公園	公園	谷津近隣公園	800				1
公園	公園	津田沼緑地	100				2

JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

- 凡例
- : 重点整備区域
 - ① → : 生活関連経路
 - ① → : 準生活関連経路
- 凡例
- : 鉄道駅
 - : JR
 - : その他の鉄道
 - : 市境
 - : 公共施設
 - : 医療・福祉施設
 - : 商業施設
 - : 駐車場
 - : 公園



6-1-3 特定事業に関する事項

(1) 道路特定事業

JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区における道路特定事業の整備内容

経路①：JR津田沼駅南口駅前広場
(習志野市)
○歩道の有効幅員を確保します。
○わかりやすい案内板の設置を行います。

経路②：JR津田沼駅南口駅前広場
～習志野郵便局(習志野市)
○歩道の有効幅員を確保します。
○わかりやすい案内板の設置を行います。

経路③：JR津田沼駅南口駅前広場
～ユザワヤ津田沼店(習志野市)
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行います。

経路④：JR津田沼駅北口駅前広場
(習志野市・船橋市)
○デッキ階と地上を結ぶエレベーターの整備を検討します。

経路⑤：JR津田沼駅北口駅前広場
～イトーヨーカドー津田沼店(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車乗り入れ部の勾配の改善(沿道施設と一体となった歩道の改良)を行います。
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行います。

経路⑥：JR津田沼駅～津田沼PARCO
(千葉県)
○わかりやすい案内板の設置を行います。
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行います。

経路⑦：ユザワヤ津田沼店
～習志野文化ホール前(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車乗り入れ部の勾配の改善(沿道施設と一体となった歩道の改良)を行います。
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行います。

経路⑧：津田沼中央総合病院前
(習志野市)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。

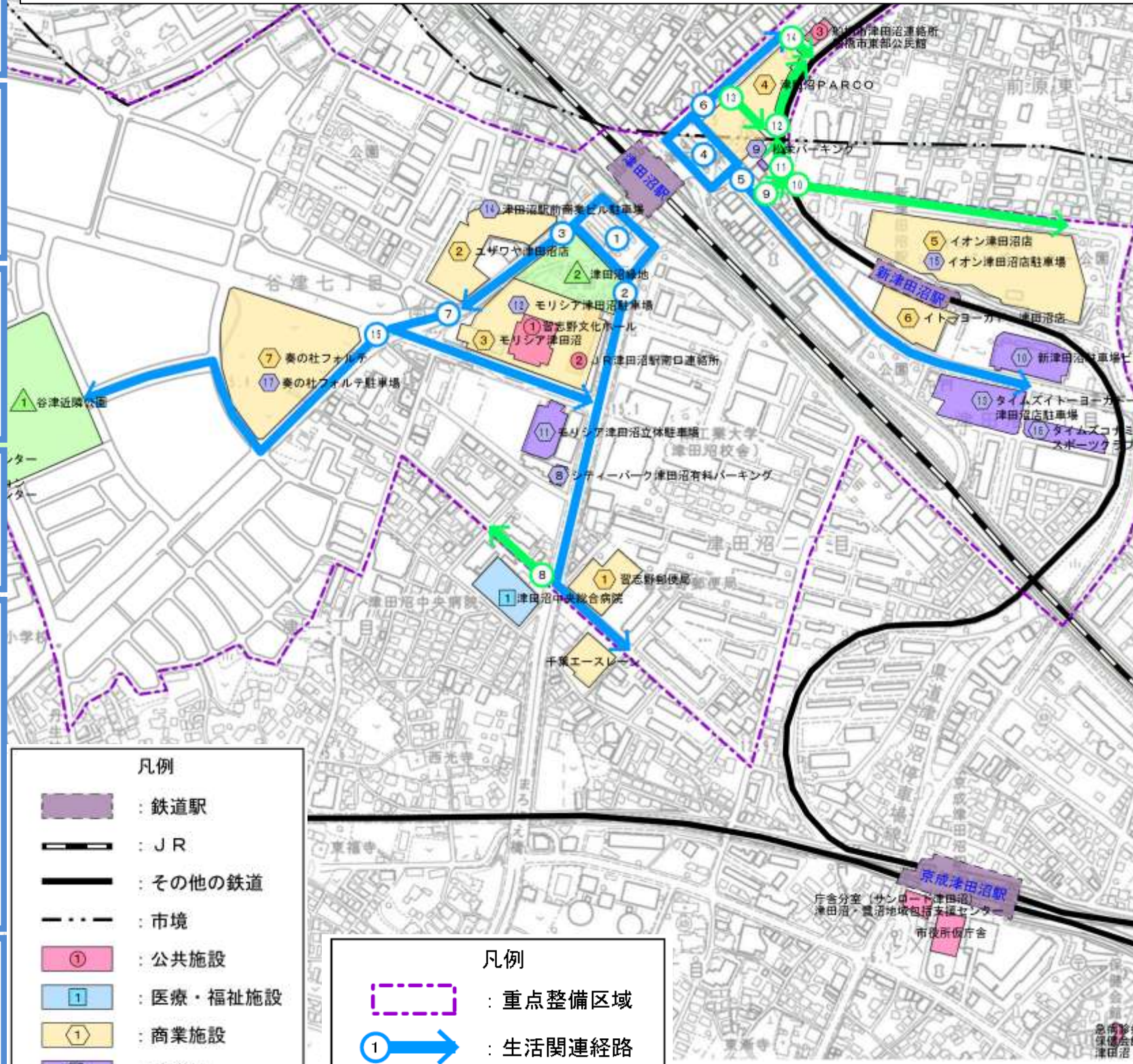
経路⑨：三菱東京UFJ銀行前(習志野市)
○歩行空間の確保を行います。

経路⑩：イオン津田沼店前(習志野市)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。

経路⑪：三菱UFJ銀行前
～津田沼PARCO(習志野市)
○歩行空間の確保のためのカラー舗装化を行います。

経路⑫～⑭(船橋市)
○歩行空間の確保のためのカラー舗装化を行います。

経路⑮：奏の杜フォルテ～谷津近隣公園
(習志野市)
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行います。



凡例

	: 鉄道駅
	: JR
	: その他の鉄道
	: 市境
	: 公共施設
	: 医療・福祉施設
	: 商業施設
	: 駐車場
	: 公園

凡例

	: 重点整備区域
	: 生活関連経路
	: 準生活関連経路

(2) 公共交通特定事業

① 鉄道

■ JR東日本

【JR津田沼駅】

【駅舎・車両】

○駅舎や車両の移動円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

■ 新京成電鉄

【新京成新津田沼駅】

【駅舎・車両】

○駅舎の移動円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。

○各情報を視覚情報としてわかりやすく提供するため、駅改札口に運行情報案内ディスプレイを新設します。

○鉄道車輛への車いすスペースの設置を継続します。

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

② バス

■ 京成バス

【バス停・車両】

○バス停へのベンチの設置を進めます。

○ノンステップバスの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

■新京成バス

【バス停・車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

■ちばレインボーバス

【車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

③タクシー

○福祉タクシーの導入を進めます。

○乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

(3) 交通安全特定事業

■公安委員会

【信号機】

○必要な箇所に、バリアフリー対応信号機等の整備を図ります。

【道路標識】

○交通標識や道路標示について、見やすいものにしていきます。

【取締り】

○違法駐車行為を防止するための指導取締りや関係機関団体等と連携した広報・啓発活動などを実施します。

(4) その他の特定事業

建築物、都市公園、特定路外駐車場については、各移動円滑化基準に基づき整備を推進します。

6-2 京成津田沼駅周辺地区

6-2-1 地区の特性と課題

(1) 地区の特性

本市において、京成津田沼駅は JR 津田沼駅に次いで乗車客数の多い駅であり、市役所をはじめとする公共施設が駅周辺に集積しています。また、急病診療所や習志野第一病院などの医療機関も駅周辺に立地しています。

現在は新庁舎建設計画が進捗中であることから、新庁舎建設に合わせた一体的なバリアフリー整備が求められる地区です。

バリアフリー化の状況については、既に交通バリアフリー基本構想における重点整備地区に位置づけられており、駅舎や歩道整備等のバリアフリー整備が実施されたことから、バリアフリーネットワークは一部を残し形成されています。

(2) 地区の課題

京成津田沼駅の駅舎、歩道、信号機については各移動円滑化基準に基づく整備は概ね完了しているものの、新庁舎建設の状況にあわせた一体的なバリアフリー整備を進めていく必要があります。

さらに、歩道の整備が完了している経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が求められています。

■バリアフリーまち歩き点検ワークショップ（H25.11）における主な課題

<京成津田沼駅南口>

- 歩道のバリアフリー化や音響式信号の整備が実施されており、歩きやすい。
- 沿道施設との段差の改善などが必要であり、新庁舎建設にあわせて、今後も一体的なバリアフリー整備を進めるべき。 等



6-2-2 重点整備地区内の整備すべき経路と地区の範囲

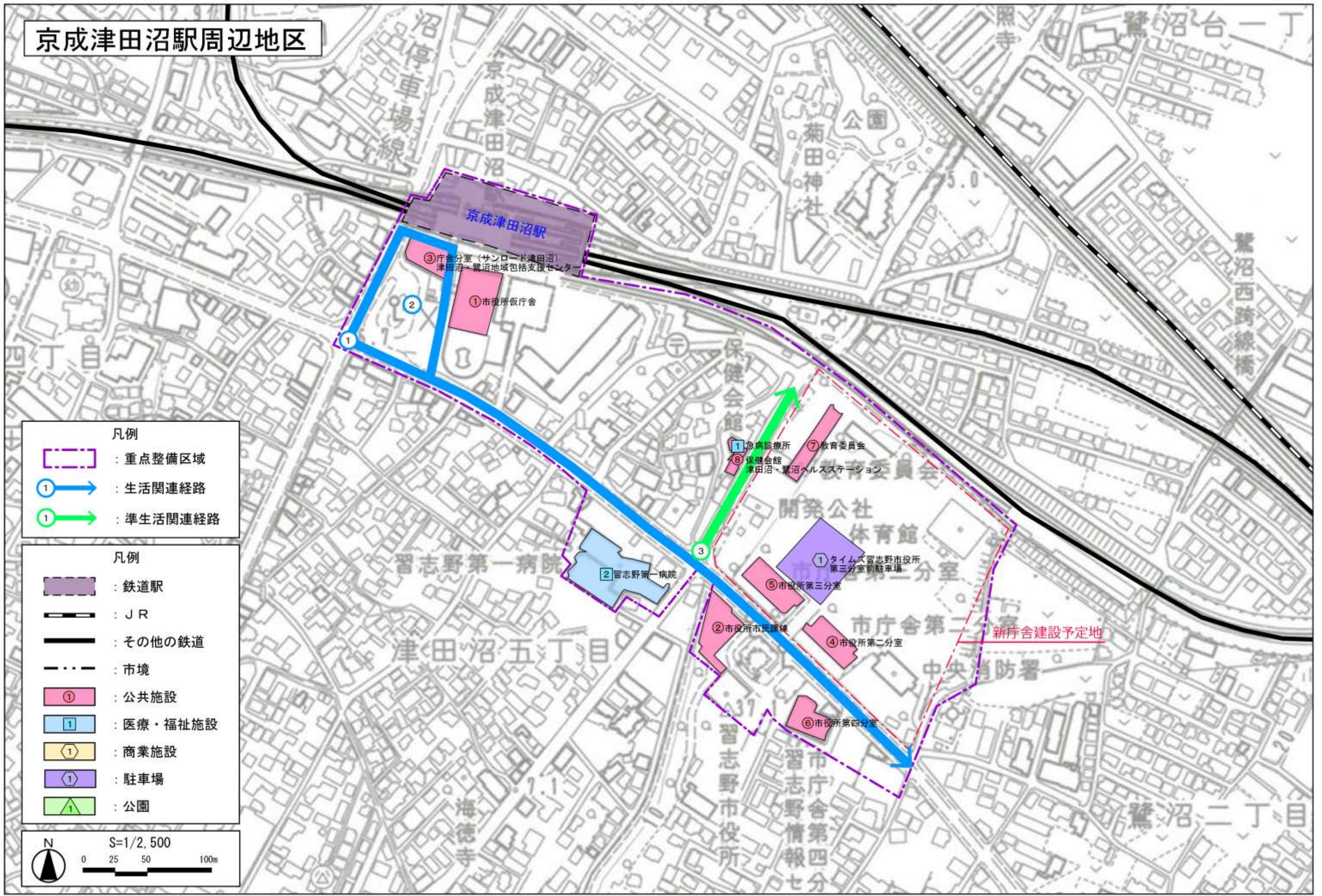
京成津田沼駅から市役所、習志野第一病院、保健会館などの駅周辺の生活関連施設の立地状況を踏まえ、各施設への主要な経路に対して現在のバリアフリー整備状況も考慮しながら、生活関連経路及び準生活関連経路を定めました。

なお、重点整備地区の範囲については生活関連施設、生活関連経路及び準生活関連経路を包括した地域としました。

表 京成津田沼駅周辺地区における生活関連施設

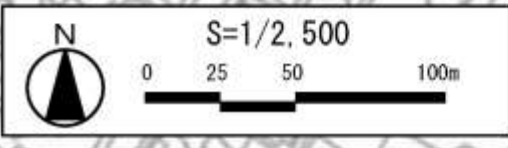
大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	官公庁	市役所仮庁舎	400	1			
公共施設	官公庁	市役所市民課棟	400	2			
公共施設	官公庁 保健	庁舎分室(サンロード津田沼) 津田沼・鷺沼地域包括支援センター	100	3			
公共施設	官公庁	市役所第二分室	400	4			
公共施設	官公庁	市役所第三分室	400	5			
公共施設	官公庁	市役所第四分室	500	6			
公共施設	官公庁	教育委員会	300	7			
公共施設	保健	保健会館、津田沼・鷺沼ヘルスステーション	200	8			
医療・福祉施設	医療	急病診療所	200		1		
医療・福祉施設	医療	習志野第一病院	300		2		
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズ習志野市役所第三分室前駐車場	400			1	

京成津田沼駅周辺地区



- 凡例
- : 重点整備区域
 - : 生活関連経路
 - : 準生活関連経路

- 凡例
- : 鉄道駅
 - : JR
 - : その他の鉄道
 - : 市境
 - ① : 公共施設
 - ① : 医療・福祉施設
 - ① : 商業施設
 - ① : 駐車場
 - ① : 公園



6-2-3 特定事業に関する事項

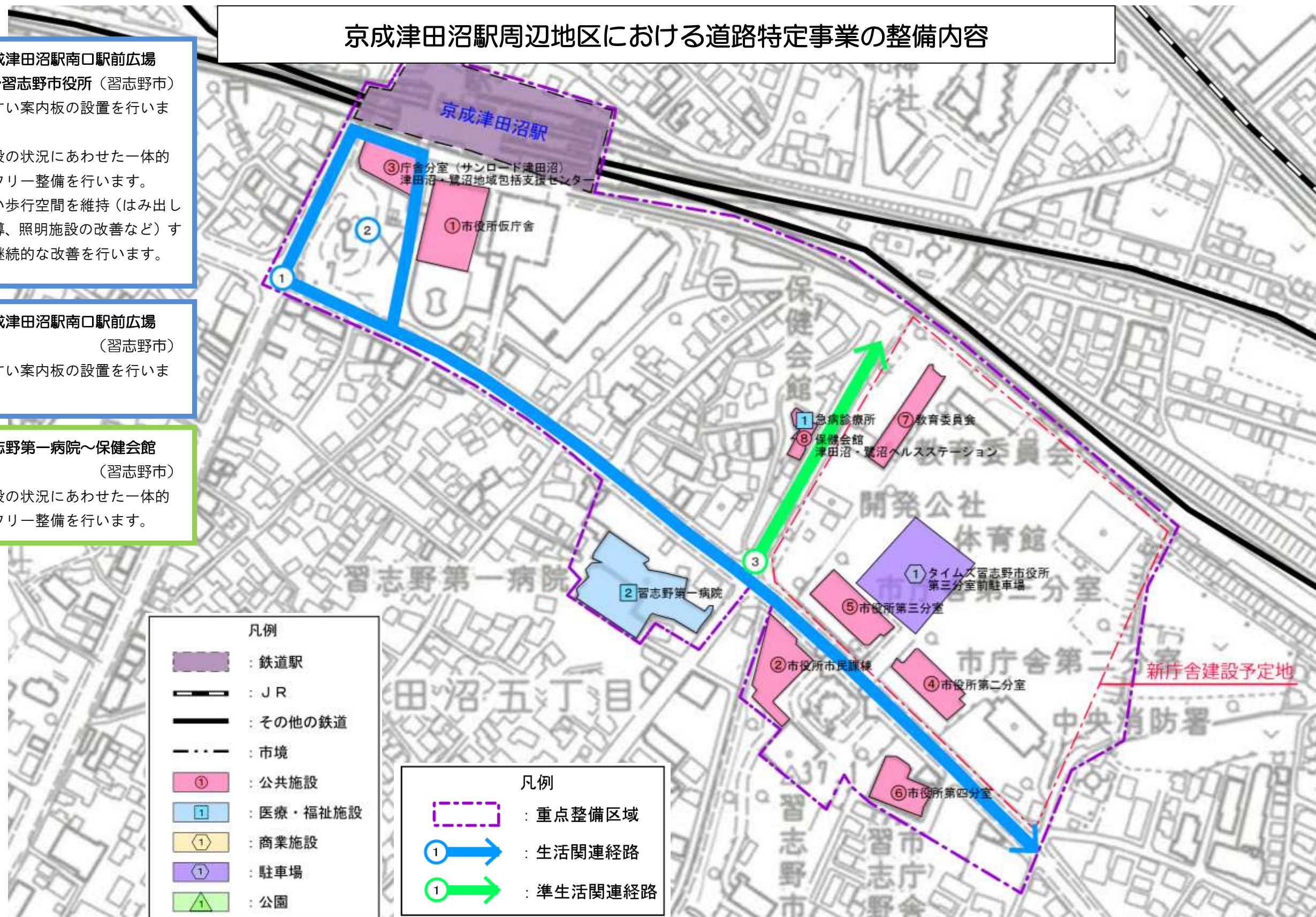
(1) 道路特定事業

京成津田沼駅周辺地区における道路特定事業の整備内容

**経路①：京成津田沼駅南口駅前広場
～習志野市役所（習志野市）**
○わかりやすい案内板の設置を行います。
○新庁舎建設の状況にあわせた一体的なバリアフリー整備を行います。
○歩きやすい歩行空間を維持（はみ出し看板の指導、照明施設の改善など）するための継続的な改善を行います。

**経路②：京成津田沼駅南口駅前広場
（習志野市）**
○わかりやすい案内板の設置を行います。

**経路③：習志野第一病院～保健会館
（習志野市）**
○新庁舎建設の状況にあわせた一体的なバリアフリー整備を行います。



(2) 公共交通特定事業

① 鉄道

■ 京成電鉄

【京成津田沼駅】

- 駅舎の移動円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。
- 鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。
- 駅係員、乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

② バス

■ 京成バス

- バス停へのベンチの設置を進めます。
- ノンステップバスの導入を進めます。
- 乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

③ タクシー

- 福祉タクシーの導入を進めます。
- 乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

(3) 交通安全特定事業

■ 公安委員会

【信号機】

- 必要な箇所に、バリアフリー対応信号機等の整備を図ります。

【道路標識】

- 交通標識や道路標示について、見やすいものにしていきます。

【取締り】

- 違法駐車行為を防止するための指導取締りや関係機関団体等と連携した広報・啓発活動などを実施します。

(4) 建築物特定事業

■ 習志野市

- 建築物特定事業のバリアフリー化の方針に基づき、新庁舎の建設を行います。

(5) その他の特定事業

上記以外の建築物、都市公園、特定路外駐車場については、各移動円滑化基準に基づき整備を推進します。

6-3 JR 新習志野駅周辺地区

6-3-1 地区の特性と課題

(1) 地区の特性

JR 京葉線の北側は習志野緑地や総合的な福祉エリアである「ふれあいゾーン」として、総合福祉センター関連施設、ケアセンター習志野、セイワ習志野、ヴィラ清和、あきつ園、ひまわり発達相談センターなどがあり、社会教育施設や福祉施設が集積している地域です。

一方、南側は商業施設・駐車場が集積している地域です。

駅近傍ではないものの公園も 4 箇所(芝園公園、袖ヶ浦地区公園、袖ヶ浦 5 丁目緑地、香澄近隣公園)整備されており、全体的に施設配置バランスが整った地区です。

バリアフリー化の状況は、JR 新習志野駅構内でエレベーターが設置されており、駅周辺においても国道 357 号にかかる歩道橋にエレベーターが設置されています。

また、道路については、東日本大震災により一部の歩道に段差等が生じている箇所があるものの、多くの施設が駅から両側 2m以上の歩道が整備されている経路で結ばれており、歩道のネットワークはほぼ形成されています。

(2) 地区の課題

新習志野駅南口駅前広場は、視覚障害者誘導用ブロックや歩道が震災による被害を受けていることから、歩道の段差改善など震災復旧と一体的なバリアフリーの推進が必要です。

JR 京葉線北側については、ふれあいゾーン周辺は、交差点部における道路の段差、勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備が必要となります。

また、JR 京葉線南側の新習志野駅南口駅前広場～芝園公園については、視覚障害者誘導用ブロックの整備とともに、自転車走行空間の明示など歩行者と自転車の分離による安全性の向上が課題となっています。

■バリアフリーまち歩き点検ワークショップ（H25.11）における主な課題

＜JR新習志野駅北口＞

- 歩車道部の傾斜や段差の改善など全体的なバリアフリー整備が必要。
- 側溝のふた（グレーチング）のすき間が大きいところがある。



＜JR新習志野駅南口＞

- 歩車道部の段差の改善など震災復旧と一体的なバリアフリー化を進める必要がある。
- 広い歩道では自転車との分離を考えていくべき。
- 植樹・落ち葉の管理など、利用者の意見を反映していく。



6-3-2 重点整備地区内の整備すべき経路と地区の範囲

JR新習志野駅から総合福祉センター、習志野緑地、芝園公園、東京インテリア等の生活関連施設の立地状況を踏まえ、各施設への主要な経路に対して現在の歩道の整備状況も考慮しながら、生活関連経路及び準生活関連経路を定めました、

なお、重点整備地区の範囲については生活関連施設、生活関連経路及び準生活関連経路を包括した地域としました。

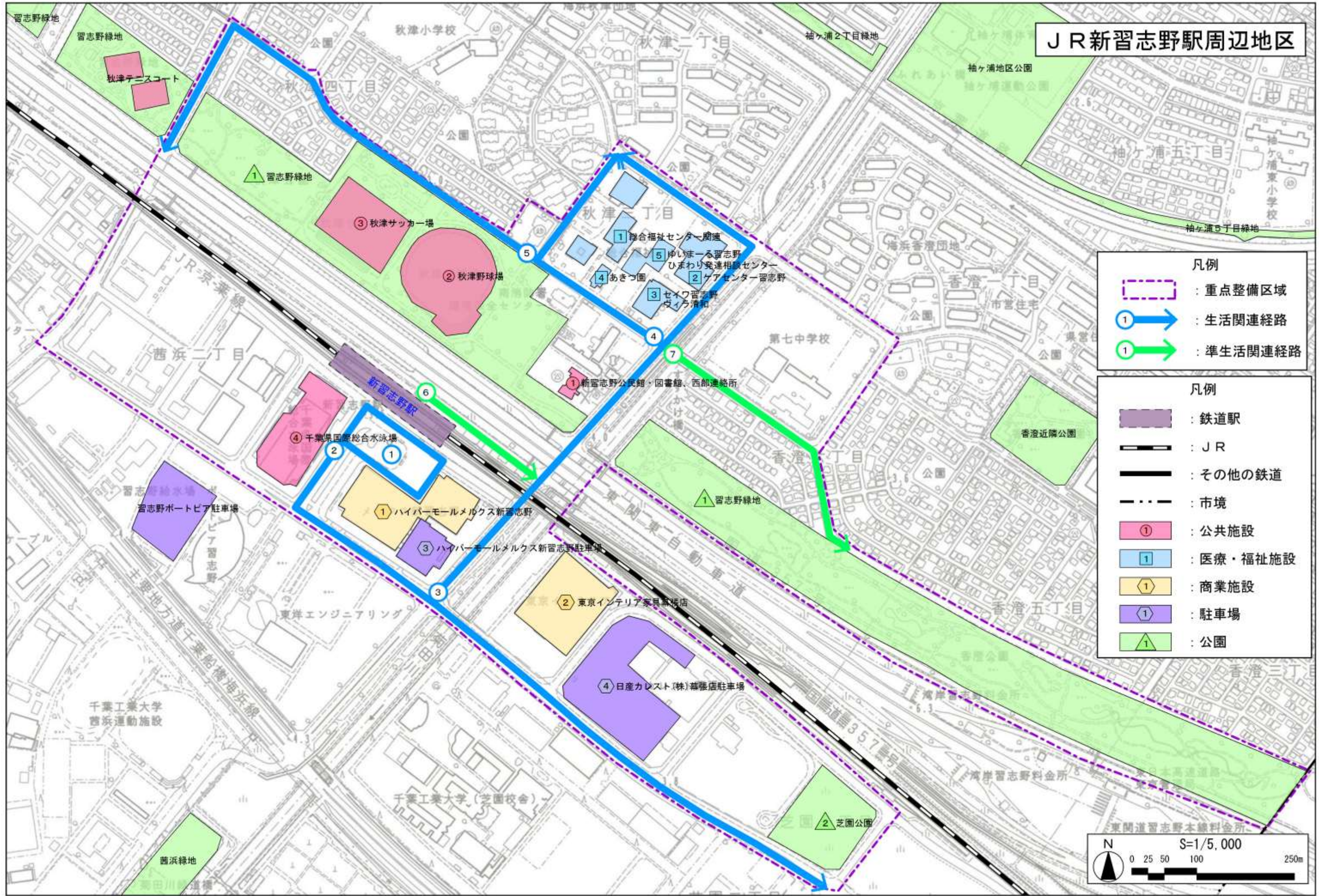
表 JR 新習志野駅周辺地区における生活関連施設

大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	官公庁 社会教育	新習志野公民館・図書館、西部連絡所	200	1			
公共施設	社会教育	秋津野球場	200	2			
公共施設	社会教育	秋津サッカー場	300	3			
公共施設	社会教育	千葉県国際総合水泳場	100	4			
医療・福祉施設	障がい 高齢福祉	総合福祉センター関連 ※	400		1		
医療・福祉施設	老	ケアセンター習志野	500		2		
医療・福祉施設	老	セイワ習志野・ヴィラ清和	400		3		
医療・福祉施設	障がい福祉	あきつ園	400		4		
医療・福祉施設	老 障がい福祉	ゆいまーる習志野・ひまわり発達相談センター	500		5		
商業施設・駐車場	商業	ハイパーモールメルクス新習志野	200			1	
商業施設・駐車場	商業	東京インテリア家具幕張店	400			2	
商業施設・駐車場	駐車場	ハイパーモールメルクス新習志野駐車場	200			3	
商業施設・駐車場	駐車場	日産カレスト(株)幕張店駐車場	600			4	
公園	公園	習志野緑地	-				1
公園	公園	芝園公園	900				2

※総合福祉センター関連の施設

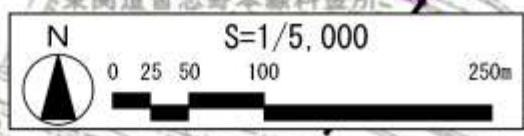
総合福祉センター、あじさい療育支援センター、さくらの家、いずみの家、花の実園、習志野市社会福祉協議会、秋津ヘルスステーション、秋津地域包括支援センター

J R新習志野駅周辺地区



- 凡例
- : 重点整備区域
 - ➡ (with 1) : 生活関連経路
 - ➡ (with 1) : 準生活関連経路

- 凡例
- : 鉄道駅
 - : JR
 - : その他の鉄道
 - : 市境
 - (with 1) : 公共施設
 - (with 1) : 医療・福祉施設
 - (with 1) : 商業施設
 - (with 1) : 駐車場
 - (with 1) : 公園



6-3-3 特定事業に関する事項

(1) 道路特定事業

JR 新習志野駅周辺地区における道路特定事業の整備内容

経路①：JR 新習志野駅南口駅前広場
(習志野市)
○歩道部における段差・勾配の改善（震災復旧と一体的となった歩道の改良）を行います。

**経路②：JR 新習志野駅南口駅前広場
～芝園公園** (習志野市)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。
○自転車走行空間にも配慮しながら、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善を行います。

**経路③：ハイパーモールメルクス新習志野
～総合福祉センター** (習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車両乗り入れ部の勾配の改善を行います。
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。

**経路④：セイワ習志野
～総合福祉センター** (習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車両乗り入れ部の勾配の改善を行います。
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。

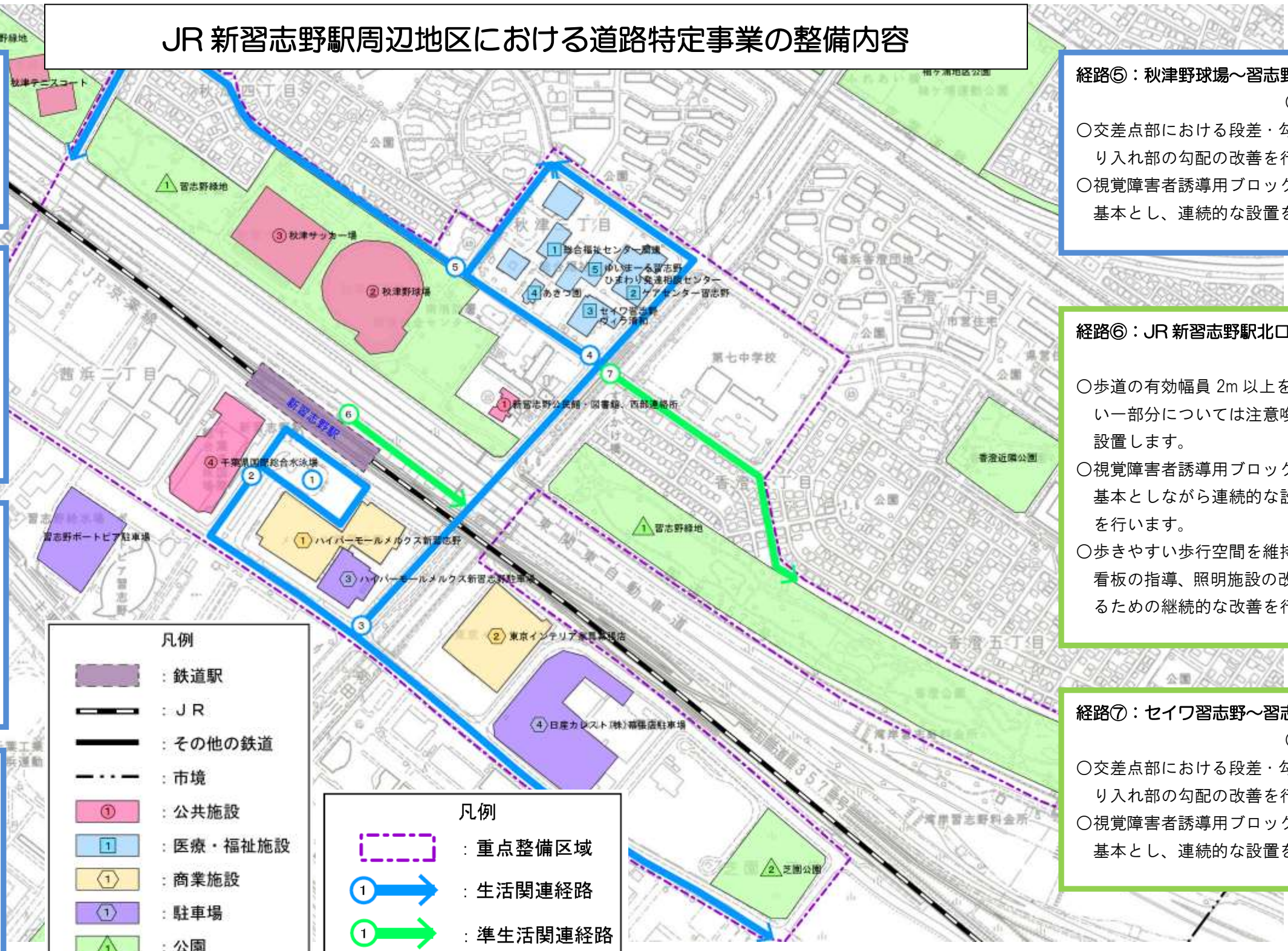
経路⑤：秋津野球場～習志野緑地
(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車両乗り入れ部の勾配の改善を行います。
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。

経路⑥：JR 新習志野駅北口～歩道橋
(国)
○歩道の有効幅員 2m 以上を確保できない部分については注意喚起看板を設置します。
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本としながら連続的な設置や改善を行います。
○歩きやすい歩行空間を維持（はみ出し看板の指導、照明施設の改善など）するための継続的な改善を行います。

経路⑦：セイワ習志野～習志野緑地
(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車両乗り入れ部の勾配の改善を行います。
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。

凡例	
	： 鉄道駅
	： JR
	： その他の鉄道
	： 市境
	： 公共施設
	： 医療・福祉施設
	： 商業施設
	： 駐車場
	： 公園

凡例	
	： 重点整備区域
	： 生活関連経路
	： 準生活関連経路



(2) 公共交通特定事業

① 鉄道

■ JR東日本

【JR 新習志野駅】

- 駅舎の車両の移動円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。
- 駅係員、乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

② バス

■ 京成バス

- バス停へのベンチの設置を進めます。
- ノンステップバスの導入を進めます。
- 乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

※バス停の上屋は、バス利用者の状況等に応じて設置を検討します。

③ タクシー

- 福祉タクシーの導入を進めます。
- 乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図るための教育を行います。

(3) 交通安全特定事業

■ 公安委員会

【信号機】

- 必要な箇所に、バリアフリー対応信号機の整備を図ります。

【道路標識】

- 交通標識や道路標示について、見やすいものにしていきます。

【取締り】

- 違法駐車行為を防止するための指導取締りや関係機関団体等と連携した広報・啓発活動などを実施します。

(4) その他の特定事業

建築物、都市公園、特定路外駐車場については、各移動円滑化基準に基づき整備を推進します。

6-4 重点整備地区以外の地区

全市的なバリアフリー化という観点から、重点整備地区以外の3地区についても、バリアフリー基本構想における重点整備地区の整備に続き、各地区の課題を検討し、重点化、順序化を図った中で、重点整備地区のバリアフリー化を踏まえた整備の推進を図ります。さらに、重点整備地区及びその他の地区以外においても、道路や施設の新設、改築にあわせて、順次バリアフリー化を推進していきます。

以下に、重点整備地区以外のその他の3地区について立地する生活関連施設の状況や地区の課題を整理します。

6-4-1 谷津駅周辺地区

(1) 地区の特性

駅南側には谷津保健病院及び東京湾岸リハビリテーション病院といった大規模医療施設が2施設存在する他、谷津3丁目国有地での特別養護老人ホームの整備計画があります。公園については、駅南側に谷津干潟を含む習志野緑地があり、谷津干潟周囲に整備された遊歩道（野鳥の観察コース）によって、谷津公園を含めた散策ができるようになっています。また道路については、1km圏域の各施設の接道部は概ね歩道付きの経路があるものの、各施設間を結ぶ歩道が狭隘である等各施設間を結ぶバリアフリーネットワークは一部を除いて形成されていません。

(2) 地区の課題

駅改札内外にエレベーターが設置されたものの、公園（習志野緑地）・保健施設（谷津コミュニティセンター、ヘルスステーション、包括支援センター）、医療施設（東京湾岸リハビリテーション病院）といった施設については、駅からの歩道のネットワークが寸断されている状況です。特に駅北側は生活道路が複雑に入り組んでおり、歩道が確保されていないものも多くなっています。今後バリアフリーネットワーク形成に向けた検討を行う必要があります。

6-4-2 京成大久保駅周辺地区

(1) 地区の特性

京成大久保駅は1日あたりの鉄道乗車客約1,6000人と、重点整備地区以外の駅の中で最も乗車客が多い駅です。また、大久保図書館や大久保公民館・市民会館等の社会教育系の公共施設が多い点も本地区の特徴です。京成本線の北側の地域では、駅と各施設（済生会習志野上院、市民プラザ大久保・あっとほーむ習志野、あづまこども会館）を結ぶバリアフリーネットワークがほぼ形成されています。

(2) 地区の課題

駅構内では改札前におけるスロープの設置等バリアフリー化への対応が鉄道事業者によって図られており、京成本線の南側の地域には教育施設が多数立地していますが、駅と各施設を結ぶ歩道のネットワークが不十分です。これらの各施設を結ぶ歩道については、その利用状況を踏まえてバリアフリー化していく経路とするか検討が必要です。また、駅南側は現在計画中の大久保駅周辺の公共施設再生計画（京成大久保駅周辺地区生涯学習施設モデル事業）を考慮し、再生計画後の公共施設の配置を受けて、生活関連施設・経路の設定をする必要があるため、現段階で対象施設の選定などを行うことが難しい地区となっています。

6-4-3 実籾駅周辺地区

(1) 地区の特性

京成大久保駅周辺地区同様に、社会教育系の施設が集積する地域拠点です。また、東部保健福祉センター等の福祉系の施設も比較的多く集積する地区です。駅周辺は駅前広場及び駅舎の改築によって、点字ブロックやエレベーター等のバリアフリー整備が実施されたものの、圏域全体的に見て歩道整備状況が遅れており、駅と各施設を結ぶバリアフリーネットワークが不十分です。

(2) 地区の課題

老人ホーム、実籾本郷公園以外の駅から離れている社会教育施設・福祉施設・公園については、駅から歩道のネットワークが形成されていない状況であることから、今後それらの利用状況を踏まえてバリアフリー化していく経路とするか検討が必要です。

第7章 心のバリアフリーに関する取り組み

7-1 心のバリアフリーについて

移動するときの障壁（バリア）には、「物質的なバリア」「意識上のバリア」「制度的なバリア」「文化・情報面のバリア」があると言われており、高齢者・障がい者等が快適に移動するためには、駅や歩道などの施設のバリアフリー化だけでなく、周りの人からのちょっとした心づかいや手助けが必要となってきます。

そこで、バリアフリー基本構想では、安心して出かけられる環境づくりを実現するために、行政だけでなく市民や地域など幅広い層に対して理解と協力を求めながら、それぞれの立場で、お互いを支え合い、助け合うことで「心のバリアフリーに関する取り組み」を推進してきます。

市の心のバリアフリーに関する事業の実施状況・実施予定状況の把握を行った上で、習志野市地域福祉計画や第3期障がい者基本計画・障がい福祉計画等との整合を図りつつ、これまでの交通バリアフリー基本構想における実施内容、バリアフリー基本構想策定協議会における主な指摘事項、バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける主な指摘事項を踏まえ、心のバリアフリーの取り組みを整理しました。

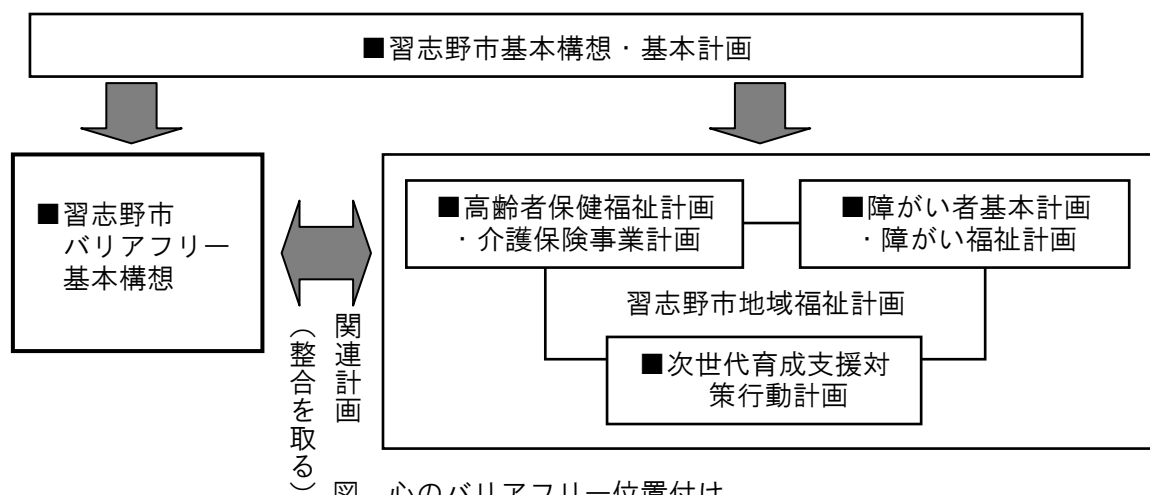


図 心のバリアフリー位置付け

7-2 心のバリアフリーの基本方針

習志野市バリアフリー基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民等の意識づくりを推進します。

7-3 心のバリアフリーの取り組み

7-3-1 心のバリアフリーの内容

目的別に分類した施策の方向性の下に、施策と特定事業で実施すべき事業を整理しました。

(1) 障がい等に対する正しい理解の促進

障がい等に対する理解を深めることは、安心して出かけられるための様々な支援の輪を広げ、地域生活を支えるために大切です。そのため、移動円滑化に関し広報活動・講座活動、地域交流、教育、情報発信の促進を通し、障がい等に対する正しい理解を促進していきます。

表 障がい等に対する正しい理解の促進に関する取り組み

心のバリアフリーの取り組み内容	取り組みに係る団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がい者・福祉団体等
(1) 障がい等に対する正しい理解の促進					
① 広報活動・講座活動					
○発達支援基礎研修、障がい者啓発講座、認知症サポート養成講座の開催／受講		●	●	●	●
○社会福祉協議会が実施する福祉体験ボランティア講座やイベントを活用した、高齢者・障がいの疑似体験の実施／参加		●		●	●
○バリアフリーに関するチラシ等による情報提供／情報入手		●	●	●	●
② 地域住民による地域交流の拡充					
○町会と障がい者との交流活動の促進・交流活動への参加		●	●	●	●
○ふれあい・いきいきサロン等の社会福祉協議会支部活動を通じた、ふれあいや地域交流等の促進／参加				●	●
○三世代交流きらっ子子どもまつりや福祉ふれあいまつりでの交流促進／まつりへの参加		●	●	●	●
○販売活動等への支援／製品等の購入（日常の交流）		●		●	●
③ 障がい（者）等の理解のための教育					
○市職員に対する、認知症サポート養成講座等の開催		●			●
○市が実施するまちづくり出前講座や社会福祉協議会が実施する福祉体験ボランティア講座、ボランティア養成講座等、市民カレッジや市民向け講座の開催／受講		●	●	●	●
○小中学校における福祉学習の充実		●		●	●
④ 高齢者・障がい者等からの情報発信の促進					
○市ホームページや市広報を活用した障がい者団体等が開催するイベント等の情報発信		●			●
○社会福祉協議会で実施している講座などの周知への協力		●			●



図 高齢者・障がい者等からの情報発信の促進
(習志野市障がい者地域共生協議会発行誌「ならたく」)

(2) 高齢者・障がい者等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進

現在習志野市では、ボランティア活動や民生委員・児童委員制度により、様々な移動や外出機会の支援がされています。このような支援体制は、より多くの支援者が互いに結びつくことで一層の効果が得られることから、移動円滑化に関わる支援体制の充実や地域による支え合いの推進を進めていきます。

表 高齢者・障がい者等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進に関する取り組み

取り組みに係る団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がい者・福祉団体等
心のバリアフリーの取り組み内容				
(2) 高齢者・障がい者等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進				
① ボランティア活動の活性化				
○市民活動をはじめたい市民と市民活動団体との出会いの機会を提供／参加（地域デビュー支援事業の拡大）	●		●	●
○社会福祉協議会が実施している講座への周知協力（サポートボランティア養成講座等）	●			●
○手話サークル員と聴覚障がい者の外出などの活動支援	●			●
○ホームページを活用した市民活動団体情報提供／情報入手	●		●	●
② 身近な地域での支援体制				
○高齢者見守りネットワークへの参加呼びかけ／参加	●		●	
○民生委員・児童委員との連携強化	●		●	●
○社会福祉協議会支部による支え合い活動の実施／参加			●	●
③ 就労支援				
○経済関係団体が集まる会議等を活用して、情報提供を行い、障がい者雇用に対する理解への促進／情報入手	●	●		
○障がい者職場実習の実施	●			●
○障がい者枠による市職員採用試験の実施	●			



図 ボランティア活動の活性化（社会福祉協議会ホームページに掲載されている講座のお知らせ）

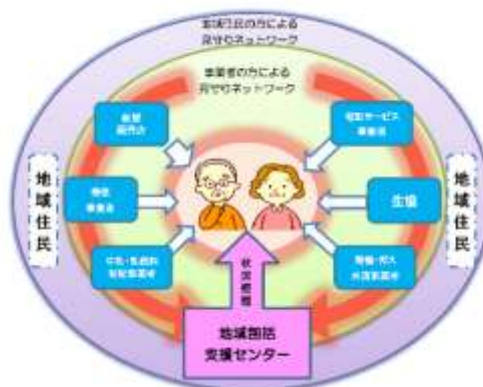


図 身近な地域での支援体制（高齢者見守りネットワークのイメージ図）

(3) 高齢者・障がい者等の社会参加機会・環境の改善

快適に移動するためには、様々な情報が正確に把握できることや円滑なコミュニケーションが図られる等の情報に関する支援が必要です。また、バリアフリー化した歩道や建物等であっても、歩道や点字ブロック上へのはみ出し看板や迷惑駐車等により、バリアが発生してしまいます。

そこで、点字・音声、文字・映像などによる情報伝達や交通マナーに関するモラル向上のための啓発活動等を通し、社会参加の機会・環境の改善に関する取り組みを進めていきます。

また、併せて近年の情報技術を利用した新たな情報伝達、意思疎通支援の手法についても検討していく必要があります。

表 高齢者・障がい者等の社会参加機会・環境の改善に関する取り組み

心のバリアフリーの取り組み内容	取り組みに係る団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がい者・福祉団体等
	(3) 高齢者・障がい者等の社会参加機会・環境の改善				
① 情報伝達・意思疎通支援の推進					
○磁気ループや拡大読書器などの活用推進／活用		●	●	●	●
○情報・意思疎通支援用具の給付促進／利用		●		●	●
○点字表記等に配慮した情報案内の提供		●	●		●
② バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及					
○習志野バリアフリーガイド等によるバリアフリー関連施設に関する情報提供		●	●		●
○駐輪やはみ出し看板の対策		●	●		
○交通安全施設維持管理事業		●			
○バリアフリー法、千葉県福祉のまちづくり条例、千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の周知		●			



図 情報伝達・意思疎通支援の推進 (磁気ループ設置イメージ)



図 バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及 (習志野バリアフリーガイド)

第8章 基本構想の実現に向けて

8-1 特定事業計画の策定

バリアフリー基本構想策定後、各管理者は速やかに特定事業計画を策定し、基本構想に即した具体的なバリアフリー事業を推進していきます。

8-2 スパイラルアップについて

バリアフリー法では適宜に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを務めることを国の責務としています。（バリアフリー法4条第1項）

バリアフリー基本構想策定後は、特定事業計画作成や事業実施までの期間にわたる継続的な進行管理が必要であることから、本市においても、今後「計画・実行・評価・改善」（PDCAサイクル）をくり返し行い、検証結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、バリアフリーの段階的・継続的な発展を図っていきます。

そのために、ハード・ソフト共に、事業を実施する担当各課が節目ごとに進捗状況の把握・評価を行い、各事業の進行管理を行います。

なお、進捗状況や進行管理状況については、習志野市障がい者地域共生協議会等の場を活用しながら、事業者、市民、関係団体等に定期的に情報開示・意見交換する仕組みを構築します。

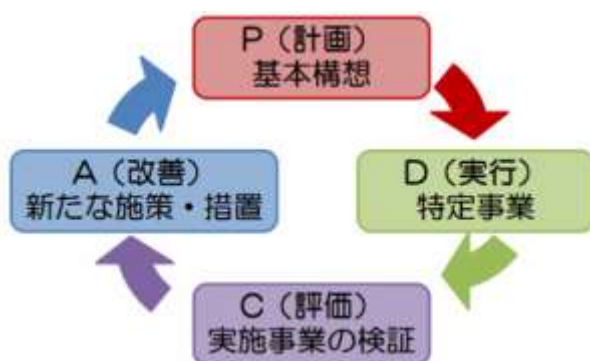


図 PDCAサイクル



図 進捗状況の把握・評価
(バリアフリー点検)

参考資料

1 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくバリアフリー対策に関して、習志野市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という）を策定するために「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 重点整備地区の位置及び区域に関すること。
- (2) 生活関連経路及び生活関連施設の選定に関すること。
- (3) ソフト施策に位置付けるべき事項及びその体系化に関すること。
- (4) 特定事業に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、30 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通機関等の代表
- (3) 福祉関係団体等の代表
- (4) 商業関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

(会長等)

第 4 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(会議の事務)

第 7 条 協議会の事務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

(協議会召集の特例措置)

2 第 6 条の規定にかかわらず第 1 回会議は市長が召集する。

2 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会名簿

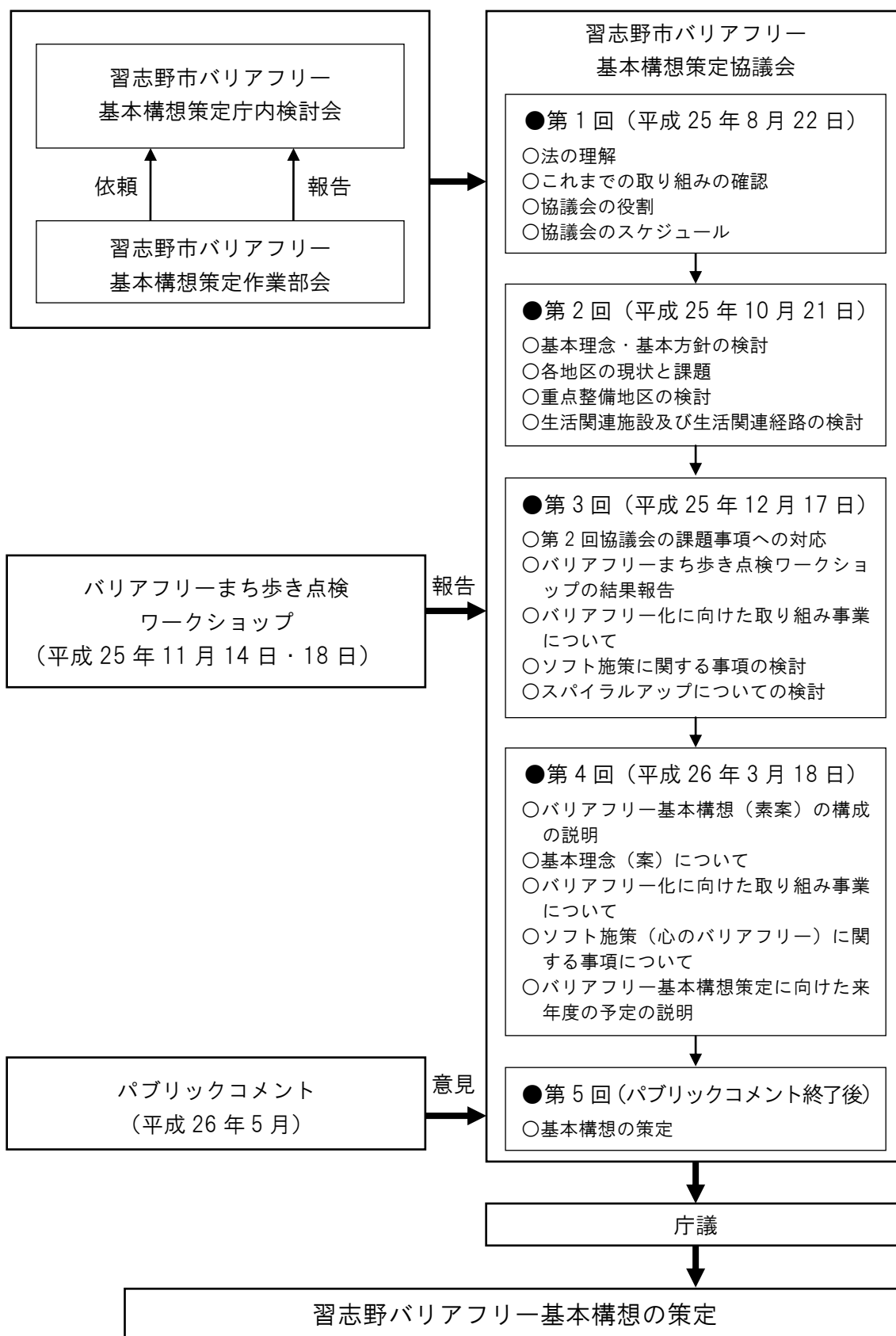
	所属	所属機関等	氏名
1	学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	藤井 敬宏
2		渡邊法律事務所	渡邊 惇
3	公共交通機関等の 代表	東日本旅客株式会社 千葉支社	三澤 恒二郎
4		京成電鉄株式会社 鉄道本部	三井 和雄
5		新京成電鉄株式会社 鉄道事業本部	岡田 育穂
6		京成バス株式会社	会沢 努
7		習志野新京成バス株式会社	小林 匠
8		ちばレインボーバス株式会社	瀬戸 雅一
9		習志野タクシー株式会社	原 圭介
10	福祉関係団体等の 代表	習志野肢体不自由児・者父母の会 あじさいの会	小野寺 明美
11		習志野市視覚障がい者福祉協会	澤瀬 哲雄
12		習志野市聴覚障害者協会	佐々木 めぐみ
13		習志野市自閉症協会	早川 早苗
14		習志野市あじさいクラブ連合会	越智 桂
15		習志野市母子保健推進員の会	金子 知子
16		社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会	佐伯 未季
17	商業関係団体の 代表	株式会社 イトーヨーカ堂津田沼店	佐渡 俊之
18		習志野市商店会連合会	杉林 昇
19	関係行政機関の 職員	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	泰間 隆
20		国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所	竹内 辰典
21		千葉県 千葉土木事務所	大野 敏夫
22		千葉県警察本部	太田良 照寿
23		習志野警察署 交通課 課長	鈴木 正之
			市村 惣一郎
24	船橋市 建設局 都市計画部	石毛 隆	
25	市の職員	企画政策部	諏訪 晴信
26		財政部 資産管理室	吉川 清志
27		保健福祉部	真殿 弘一
28		都市整備部	福島 泉

(敬称略)

3 習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会・作業部会 構成課名

(1) 企画政策課	(14) 介護保険課
(2) 広報すぐきく課	(15) 都市調整課
(3) 人事課	(16) 都市計画課
(4) 契約検査課	(17) 市街地整備課
(5) 財政課	(18) 建築指導課
(6) 資産管理課	(19) 道路交通課
(7) 施設再生課	(20) こども政策課
(8) 公園緑地課	(21) 教育委員会 教育総務課
(9) 商工振興課	(22) 教育委員会 指導課
(10) 協働まちづくり課	(23) 教育委員会 社会教育課
(11) 保健福祉調整課	(24) 教育委員会 生涯スポーツ課
(12) 高齢者支援課	(25) 消防本部 総務課
(13) 障がい福祉課	(26) 企業局 総務課

4 習志野市バリアフリー基本構想の策定手順



5 バリアフリーまち歩き点検ワークショップ結果

(1) バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要

バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要は以下のとおりです。

表 バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要

開催日時	平成 25 (2013) 年 11 月 14 日 (木) 13:00~16:30	平成 25 (2013) 年 11 月 18 日 (月) 13:00~17:0
点検場所	JR 新習志野駅周辺地区	JR 津田沼駅・新京成新津田沼 駅周辺地区 京成津田沼駅周辺地区
参加者	29 名	24 名
開催内容	学識経験者、障がいのある方、高齢の方、市の職員、学生等 まち歩き点検、グループワーク、グループ発表・まとめ	
		

なお、バリアフリーまち歩き点検ワークショップに際し、次の団体から参加のご協力を頂きました。

- 日本大学理工学部
- 習志野市視覚障がい者福祉協会
- 習志野肢体不自由児・者父母の会あじさいの会
- 習志野市聴覚障害者協会
- 習志野市あじさいクラブ連合会
- 習志野市母子保健推進員の会
- 社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

(2) JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

[JR津田沼駅北口・新京成新津田沼駅南口]

○路上駐輪が多いものの視覚障害者誘導用ブロックを妨げないようによく整列されている。ただし、はみ出し看板などの課題もある。

○案内標識やエレベーターなど整備が進められているが、利用しやすい工夫が必要。

○一部交差点部の段差、勾配の改善が必要。
等



[JR津田沼駅南口]

○施設側との一体整備により歩車道の高さの改善を考えていくことが必要。

○歩行者の動線に配慮した整備（視覚障害者誘導用ブロックなど）が必要。

○整備された身障者乗降場とタクシー乗場の使い方のルール・マナー啓発が必要。
等



■バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区）

- 歩道橋の階段で段差の色分けがされていない箇所が1カ所あった。（1色がグレーのみ）
- 1.5mの幅の狭い歩道を人と自転車の両者が利用する
- 1.5m部分の歩道における自転車通行の危険さ
- 道が狭いので（歩道橋もあり）、すれ違いが危険
- 狭い歩道への対応が必要（自転車と歩行者がすれ違う時や、歩行者の後ろから自転車が走ってくる時の安全性が低い）

- JR津田沼駅からつながるデッキは、広さがある。雨でも地面がすべりにくくなった
- 身障者用乗降場がある
- 信号の押しボタンが長押しだという事を初めて知った。今後利用したい。

- 歩道にある柱をよけるため、誘導ブロックに警告ブロックが多く使われているが、多用しすぎて分かりにくい（使いにくい）。この誘導ブロックは、警告ブロックを使わずに、シンプルに配置してほしい（警告ブロックばかりで不自然）

- タクシー乗り場や障害者用乗降場スロープ部分の点字ブロックを通ろうとすると、点字表示付きの手すりは利用できない。手すり位置を考慮した点字ブロックの設置を検討する必要がある。
- 身障者用乗降場と近接しているタクシー乗り場の使い方のルール改善が必要
- 身障者用乗降場の使い方の工夫（タクシー側からの配慮が必要）

- ペDESTリアンデッキにあるエレベーターを出たところの手すりが出っ張っている。

- ユザワヤ出入口前からモリシアへの横断歩道が使いやすい
- ユザワヤ前の横断歩道のスロープがよく工夫されている
- 歩道と車道の高さ、改善の工夫（横断歩道へのスロープ）

- ユザワヤ前交差点部歩道の横断勾配がきつい
- 民地と協力して一体整備が必要

- 案内板があるところ、案内標識があるところが良い
- 新しい商業施設への交差点、点字ブロックが人の流れに沿っていないところがある
- 新しく整備された良さを活かしてほしい。（点字ブロックに看板がかからないでほしい）

- 横断歩道の車止めの高さが低くぶつかってしまう

- お店の看板が点字ブロックにかかっている
- 不動産屋の看板が歩道に出ている、点字ブロックに被っている

- 道が広くて段差も少なく、見通しが良い
- 見通しが良いところ（歩きやすさにつながる）
- 歩道の段差のすり付けが2cm程度で車道と歩道の違いが分かりやすく歩きやすい
- 新しい整備した歩道が広くキレイです
- 民地側との協力・使い方と分かり易さの工夫が必要

- 歩道橋の階段の下の手すりがなく、階段の色と路面の色が同じになっている。歩く人が転ばないような配慮が必要。

- 駐車場側の歩道のところに草が生えていて歩きにくい

100m

■良い点 ■悪い点 ■改善点

地区全体

- 大きな店舗の出入口は段差をなくしている。あっても横から車イスが進入出来るような配慮がなされている
- 全体的に点字・誘導ブロックの整備率が高い
- 信号機の音響もよく整備されている
- 雨の日、落葉、花びらがタイヤにつくと滑る
- 点字がすり減ってる、配置がバラバラ
- タイルよりアスファルトの方が平らで良い
- 道路から各建物・店舗への誘導が必要（道標だけ点字があったり、店舗にだけあったり）

- エレベーターの中が広い
- エレベーターの出入口に屋根がある
- JR津田沼駅でベビーカーのママに「何か使いづらいと思う所ありませんか？」と聞いたら、とても使い良いとのこと
- ペDESTリアンデッキを下りた所の案内地図がわかりやすい（商店会が作った物）

- ペDESTリアンデッキ上の市案内図が見づらい（緑地に黄色、白色の文字、水色に黄色文字など）
- JR津田沼と新京成の方向案内がわかりにくい
- 自由通路路面のタイルが滑りやすい

- JR津田沼駅の下に、警察の緊急通報ボタンがあるのは良いが、商店にお店の看板があり、わかりづらい（同化してしまっている）

- JR津田沼駅周辺の歩道は比較的広い

- 放置自転車禁止の看板がある

- 新津田沼駅へのアプローチでエレベーターの位置がわかりにくい。階段とエスカレーターの前にも案内板が必要。チェーンで入口がふさがれている。

- ヨーカドー前の歩道に点字ブロックがない
- 交差点の待ちスペースが平らでない

- 一丁目公園の車椅子の出入口が1カ所しかない（正面入口にも車イス（乳母車）の出入口があった方がよいのでは？）
- 公園の入口（津田沼一丁目公園）が狭い

- 交差点に入る歩道が急のため、高さの調整が必要

- 自転車の駐輪がきれいに整頓されている（点字・誘導ブロックとの被りは少ない）
- 放置自転車が多い
- 歩道のブロック、ガタつき、割れ、老朽化が見られた
- 歩道から車道への段差をなくしようとしているが、まだ少し高い所が多く、前輪が引っかかり持ち上げる必要がある。（車イス、乳母車）
- マンホールで点字・誘導ブロックが途切れてしまっている

- 全体的に道が斜めでベビーカーも車イスもとても押しにくい（横断勾配がキツイ）

- 特定車両のトラック出入口も長いバザーや光で知らせる方がよい
- 施設の運搬車両の出入口を改善すること

- 駐車場の出入口バザーが短い

- 人の導線に合わせた誘導ブロックの配置が必要
- 歩行者の動線の工夫・細かな道路の維持管理が必要

(3) 京成津田沼駅周辺地区

[南口]

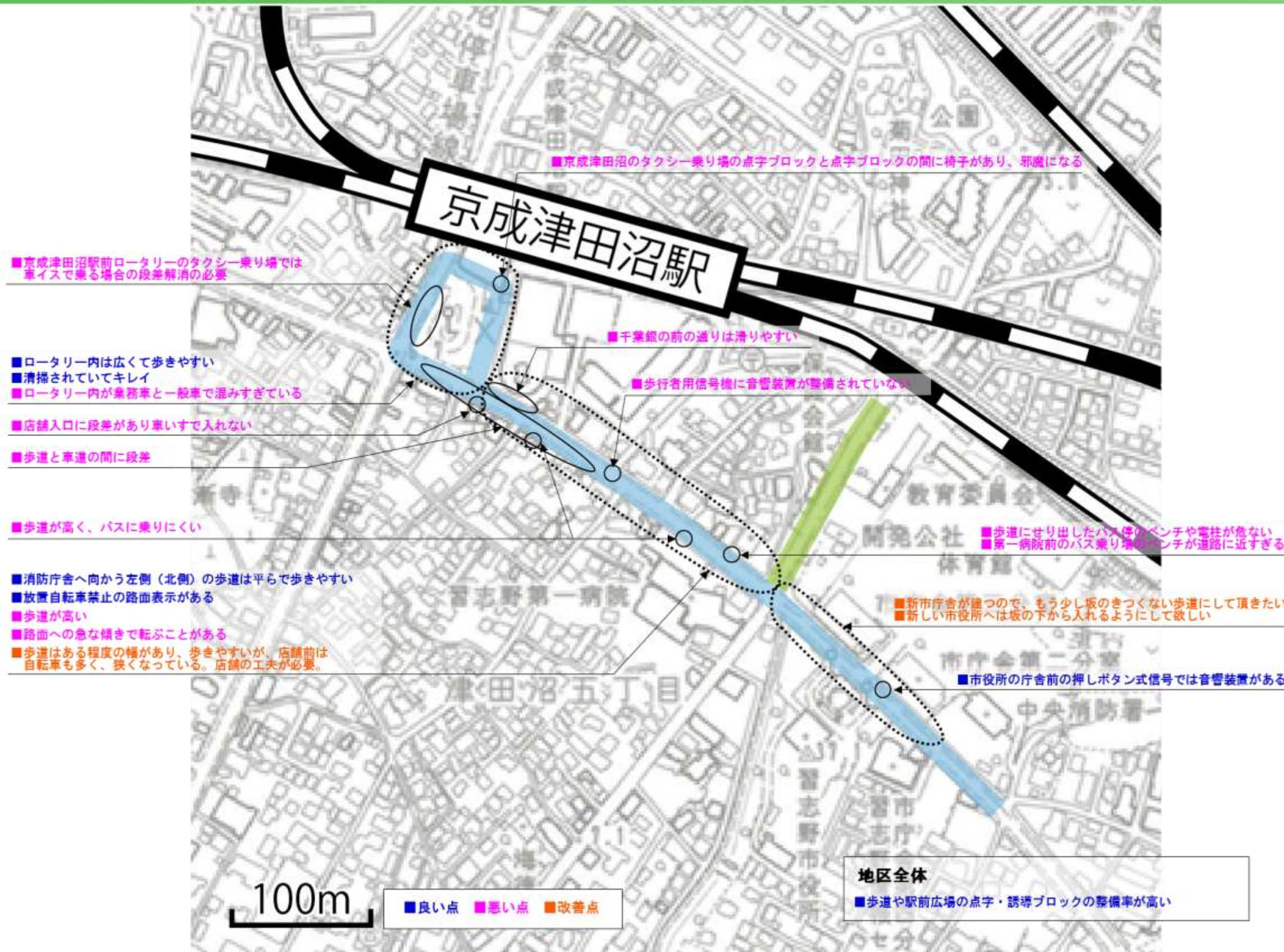
○歩道のバリアフリー化や音響式信号の整備が進められており、歩きやすい。

○沿道施設との段差の改善などが必要であり、新庁舎建設にあわせて、今後も一体的なバリアフリー整備を進めるべき。

等



■バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（京成津田沼駅周辺地区）



(4) JR新習志野駅周辺地区

[北口]

- 歩車道部の傾斜や段差の改善など全体的なバリアフリー整備が必要。
- 側溝のふた（グレーチング）のすき間が大きいところがある。

等



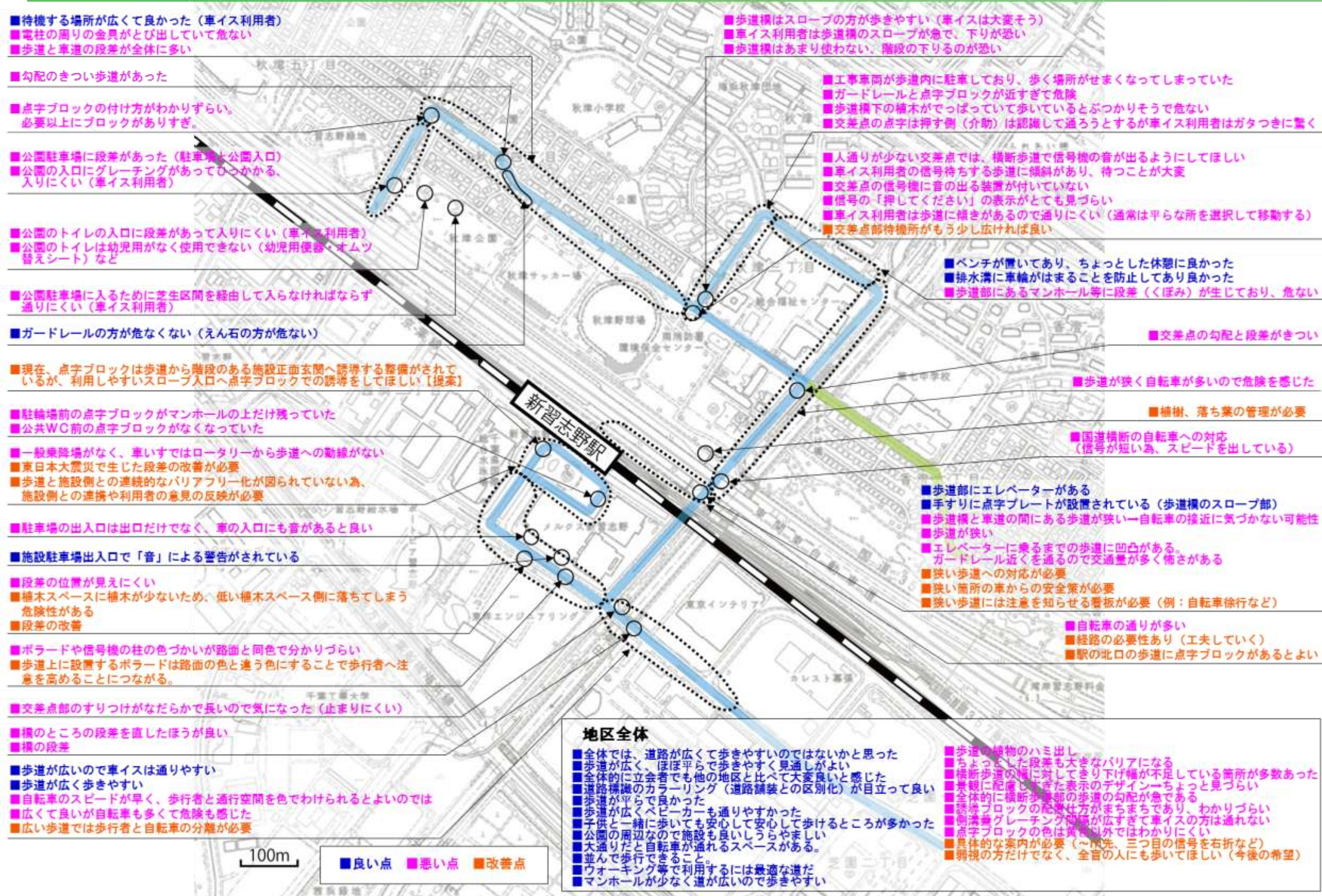
[南口]

- 歩車道部の段差の改善など震災復旧と一体的なバリアフリー化を進める必要。
- 広い歩道では自転車との分離を考えていくべき。
- 植樹・落ち葉の管理など、利用者の意見を反映していく。

等



■バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（JR新習志野駅周辺地区）



6 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要

6-1 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要

(1) 基本構想

最終目標である全ての人が等しく生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、高齢者、身体障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるバリアフリー社会構築における交通環境の整備を目指します。

(2) 基本方針

- ①基本理念及び国の基本方針に基づき、駅を中心とした一定の区域を定め、市、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が連携し バリアフリー化を推進します。
- ②市、公共交通事業者・道路管理者・公安委員会等の事業者及び高齢者・身体障がい者等の市民との協働により策定します。
- ③心のバリアフリーを推進します。
- ④継続的なバリアフリー社会構築のための方向性を示します。

(3) 重点整備地区

- ①重点整備地区に含まれる駅の 1 日当たりの平均的な利用者数が 5,000 人以上であること。
- ②駅を中心として概ね 500～1,000mの徒歩圏内に、相当数の高齢者、身体障がい者等が利用する官公庁施設、福祉施設、医療施設、商業施設等を含むこと。
- ③都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切と認められること

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区
京成津田沼駅周辺地区

(4) 重点整備地区における特定事業

- ①公共交通特定事業
 - 鉄道事業者が行う駅や鉄道車両のバリアフリー化
 - バス事業者が行うバス停やバス車両のバリアフリー化
- ②道路特定事業
 - 習志野市、船橋市、千葉県が行う歩道等のバリアフリー化
 - 特定経路のバリアフリー化
 - 準特定経路のバリアフリー化
- ③交通安全特定事業
 - 公安委員会（警察）が行う信号機等のバリアフリー化

6-2 特定事業計画の実施状況

(1) JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

①公共交通特定事業

鉄道・バス両事業者とも着実にバリアフリー化の整備が進められ、計画された事業は完了しています。

また、駅係員、乗務員へのバリアフリー教育等、継続した取り組みに位置付けられている事業については現在も取り組みが進められています。

ア. 鉄道

表 公共交通特定事業の実施状況（鉄道）

事業者	事業内容	事業量
JR東日本(株) (JR津田沼駅)	音による視覚障がい者用誘導設備の整備	トイレ入口 ホーム階段 改札口 エスカレーター
	階段の段鼻部の段差識別の明示	ホーム階段
	設備の不備・破損について随時改修	- (随時)
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	- (継続)
新京成電鉄(株) (新京成新津田沼駅)	エレベーターの整備	2基
	多機能トイレの整備	1箇所
	車両のバリアフリー化の推進	- (継続)
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	- (継続)

【鉄道駅】

鉄道事業者によって「垂直移動支援施設（エレベータ）の整備」や「多機能トイレの整備」が実施されました。

【バリアフリー対象車両の整備状況】

鉄道事業者によって、国が定めた整備基準に基づき、鉄道車両のバリアフリー化が実施され、現在も整備を継続中です。

- 車いすスペースのある列車の整備
- 車いす対応型トイレのある列車の整備
- 車内文字案内表のある列車の整備 等

【社員教育】

各事業者ではサービス介助士資格取得研修等の研修等の教育が実施され、現在も継続して実施しています。

イ. バス

表 公共交通特定事業の実施状況（バス）

事業者	事業内容	事業量
京成バス(株)	低床バス車両の導入	- (継続)
	時刻表の文字などわかりやすい表示への見直し	- (整備済)
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	- (継続)
千葉レインボーバス(株)	低床バス車両の導入	- (継続)
	時刻表の文字などわかりやすい表示への見直し	- (整備済)
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	- (継続)

【バス停】

時刻表の文字を大きくする・時刻表のカラー化など、わかりやすい表示へ見直しを実施しました。

【低床バスの整備状況】

バス事業者ともに低床バス車両の導入が図られました。

【社員教育】

各事業者で研修等の教育が実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています



図 低床バスの導入

②道路特定事業

○道路特定事業の未整備箇所が若干残っています。未着手や事業継続中の主な理由は、道路構造的に改良が困難、地権者との合意が図れていない等が多くなっています。

表 道路特定事業の実施状況

	事業内容		事業量
	千葉県 (県道)	有効幅員の確保	拡 幅
勾配の改善及び 平坦性の確保		改良(全面)	3箇所
		改良(部分)	45箇所
		スムーズ横断歩道	2箇所
船橋市 (船橋市道)	舗装の改善	デッキの改善	2,377㎡
	立体横断施設	エレベーター新設	4基
	視覚障害者誘導用ブロック		1,671m
習志野市 (習志野市道)	身体障害者用乗降場(新設)		2箇所
	タクシー乗降場(改良)		2箇所
	案内板設置	大拠点	2箇所
		中拠点	1箇所
小拠点		2箇所	



図 道路特定事業の主な整備状況

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区（道路特定事業）

【道路特定事業】



【未整備箇所】



図 JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区（道路特定事業）の残事業

③交通安全特定事業

計画されたバリアフリー対応型信号機の設置は完了しています。

また、違法駐車行為防止のための広報・啓発活動は現在も随時実施しています。

表 交通安全特定事業の実施状況

事業者	事業内容	事業量
千葉県公安委員会	視覚障がい者用付加装置等の整備	8箇所
	違法駐車行為防止のための広報・啓発活動	- (継続)



図 視覚障がい者用付加装置

(2) 京成津田沼駅周辺地区

①公共交通特定事業

鉄道・バス両事業者とも着実にバリアフリー化の整備が進められ、計画された事業は完了しています。また、駅係員、乗務員へのバリアフリー教育等、継続した取り組みに位置付けられている事業については現在も取り組みが進められています。

ア. 鉄道

表 公共交通特定事業の実施状況（鉄道）

事業者	事業内容	事業量
京成電鉄(株) (京成津田沼駅)	エレベーターの整備 (1.2 番線ホーム～改札階)	1 基
	エレベーターの整備 (3.4 番線ホーム～改札階)	1 基
	エレベーターの整備 (改札階～駅北口地上階)	1 基
	多機能トイレ設置 (改札内コンコース)	1 箇所
	誘導・警告ブロック設置	- (整備済)
	点字案内板設置	1 箇所
	車両のバリアフリー化の推進	- (継続)
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	- (継続)
新京成電(株) (京成津田沼駅)	エレベーターの整備	1 基
	視覚障害者誘導用ブロックの整備	- (整備済)
	車両のバリアフリー化の推進	- (継続)
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	- (継続)

【鉄道駅】

鉄道事業者によって「垂直移動支援施設（エレベータ）の整備」や「多機能トイレの整備」が実施されました。

【バリアフリー対象車両の整備状況】

鉄道事業者によって、国が定めた整備基準に基づき、鉄道車両のバリアフリー化が実施され、現在も整備を継続中です。

【社員教育】

各事業者で研修等の教育が実施され、鉄道事業者ではサービス介助士資格取得研修を実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています。



図 公共交通特定事業の主な整備状況

イ. バス

表 公共交通特定事業の実施状況（バス）

事業者	事業内容	事業量
京成バス(株)	低床バス車両の導入	-（継続）
	時刻表の文字などわかりやすい表示への見直し	-（整備済）
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	-（継続）

【バス停】

時刻表の文字を大きくするなど、わかりやすい表示へ見直しを実施しました。

【低床バスの整備状況】

バス事業者ともに低床バス車両の導入が図られました。

【社員教育】

各事業者で研修等の教育が実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています

②道路特定事業

計画されたバリアフリー整備はほぼ完了しています。

表 道路特定事業の実施状況

	事業内容		事業量
千葉県 (県道)	勾配の改善及び 平坦性の確保	改良(全面)	1箇所
		改良(部分)	24箇所
	立体横断施設	エレベータ新設	0基
習志野市 (習志野市道)	視覚障害者誘導用ブロック		372m
	案内板設置(中拠点)		1箇所

③交通安全特定事業

計画されたバリアフリー対応型信号機の設置は完了しています。また、違法駐車行為防止のための広報・啓発活動は現在も随時実施しています。

表 交通安全特定事業の実施状況

事業者	事業内容	事業量
千葉県公安委員会	視覚障がい者用付加装置等の整備	3箇所
	違法駐車行為防止のための広報・啓発活動	-（継続）

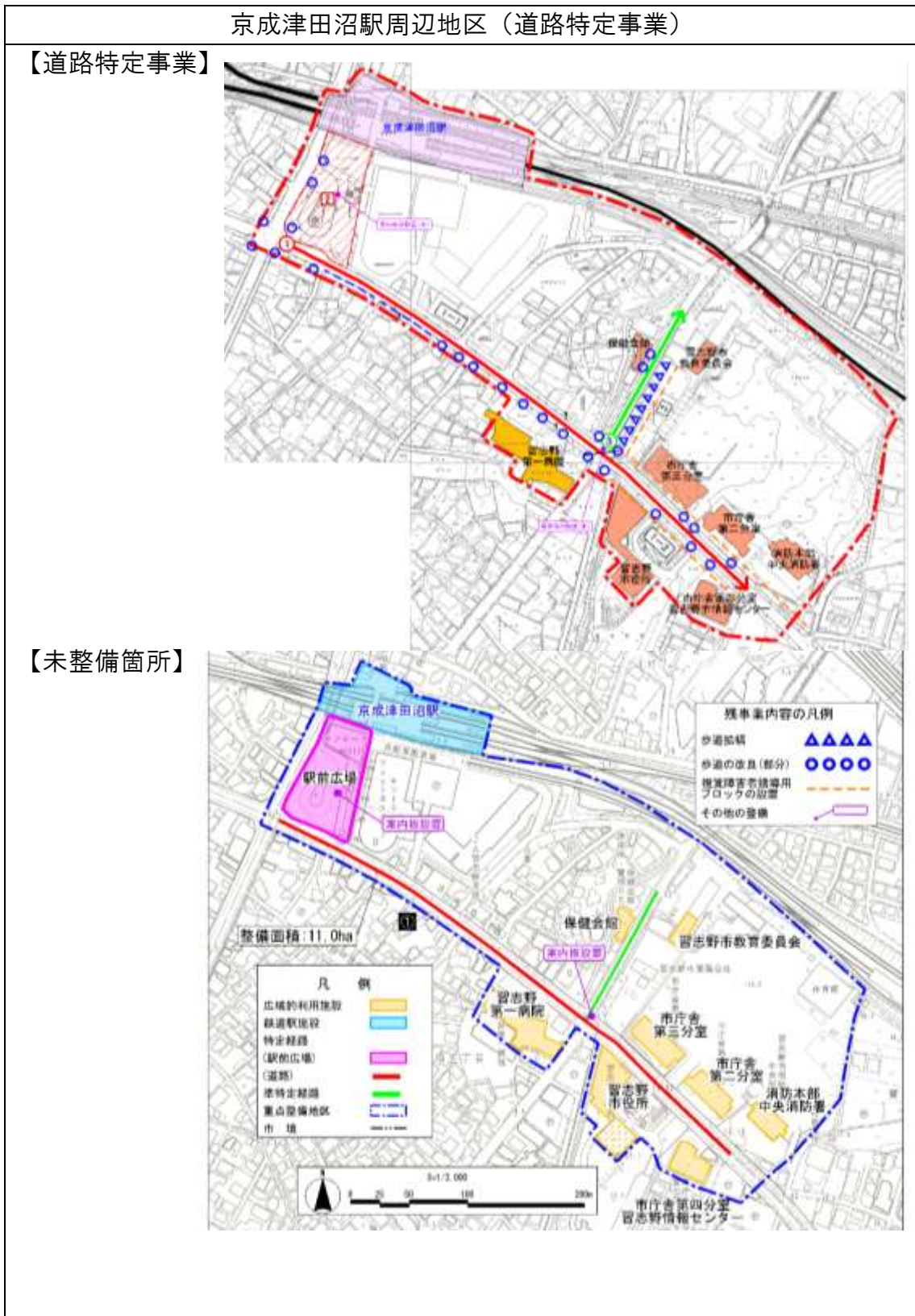


図 京成津田沼駅周辺地区（道路特定事業）の残事業

7 バリアフリー基本構想に関連した用語

	用語	用語の説明
あ	アクセス	ある地点からある地点までの経路、または交通手段のこと。
い	移動等円滑化	高齢者、障がい者等の、日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際に係る身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
	インターロッキングブロック	コンクリートブロックの側面の凹凸によってブロック同士が噛み合った状態で敷き詰められた景観性に優れた舗装材である。最近では透水性に配慮したインターロッキングブロック（雨水を地中に透過させる性能をもったもの）もある。
え	エスコートゾーン	視覚障がい者用道路横断帯とも呼ばれ、視覚障がい者に横断方向を誘導するために、横断歩道中央に設けられる突起帯のこと。視覚障がい者誘導用ブロックは歩道部に設置されており横断歩道には設置されていない。そのため横断歩道部では視覚障がい者は正しい横断方向から外れて進む恐れがあり、音響式信号機やエスコートゾーンの設置により円滑な移動を助けることができる。
お	横断勾配	横断勾配とは歩道を歩く際の横方向（左右）につけられた勾配のこと。歩道面には雨水の排水などを考慮して2%を標準とした横断勾配がつけられている。横断勾配が大きくなると車いす利用者等の円滑な移動のバリアとなるため、透水性舗装などにより排水が図れる場合には、横断勾配を1%以下とすることとされている。
か	ガイドライン	公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインと道路の移動円滑化整備ガイドラインがある。移動円滑化基準が義務基準として遵守すべき内容を示したものであるのに対し、多様な利用者の多彩な要望に応え、すべての利用者がより円滑に利用できるよう望ましい内容を示したもの。
け	建築物特定事業	重点整備地区内のバリアフリー化が必要な特別特定建築物などについて、エレベーターの設置やトイレの改善など、施設を円滑に利用できるよう基本構想で定めた事業。
こ	交通バリアフリー法	高齢者や障がいのある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12（2000）年5月に公布し、同年11月15日に施行された法律で、「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18（2006）年12月20日にバリアフリー新法が施行され、ハートビル法と統合された。

	用語	用語の説明
こ	交通安全特定事業	重点整備地区内において、音響式信号機の設置、道路標識・道路標示の設置、歩道への違法駐車行為の取締りなど、交差点や歩道の安全な移動、円滑な交通処理を目的とする、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
	公共交通特定事業	特定旅客施設にあたる駅等で、エレベーターの設置、段差の解消など、バリアフリー化のために必要な整備を行う事業や、バリアフリーの一定の基準に適合した車両を購入するなど、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
	高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。
	心のバリアフリー	建物や道路などにおける「物理的な障壁（バリア）」の他に、人の考えや気持ちなどの「こころの障壁（バリア）」があり、施設のバリアフリー整備の不完全さを補ったり、バリアフリー整備を有効に機能させる、心遣いや気配りのこと。
し	視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）	視覚障がいのある人が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。 平行する線状の突起をその表面につけたブロックを「線状ブロック」といい、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる。 点状の突起をその表面につけたブロックを「点状ブロック」といい、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。
	重点整備地区	旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他高齢者、障がいのある人等が生活上利用する施設が所在する一定の地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区。
	障がい者用駐車場（車いす使用者用駐車施設）	障がいのある人が円滑に利用できるように、幅が 3.7 m 以上で、障がい者用であることが見やすく表示されている駐車ます（スペース）のこと。
す	スパイラルアップ	具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障がいのある人など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。
	すりつけ部	歩道面が車道面より高い歩道においては歩道面の高さ と車道面の高さで高低差が発生する。そのため交差点 周辺部では段差が生じないよう歩道に傾斜をつけて歩 道側の高さを車道側の高さに合わせるが、歩車道面の 高低差が大きく歩道幅員が狭い場合などはすりつけの ための傾斜が急になりやすくなる。

	用語	用語の説明
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路。
	生活関連施設	高齢者、障がいのある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。
た	多機能トイレ (多目的トイレ)	車いす利用者に対応した構造の便房というだけでなく、乳児用おむつ交換シートやベビーチェア、オストメイト用流し台などを設置することにより、身体障がい者だけでなく、誰もが使えるように配慮したトイレのこと。
て	低床バス	低床バスとは、車いすや足の不自由な人、お年寄りなどが容易にバスの乗降ができるよう配慮した、床の高さを今までのバスよりも低くしたバスのこと。 低床バスには2種類あり、床を低くして乗降口の階段を1段(通常は2~3段)にし、床の高さが地上から55~60cm程度のを「ワンステップバス」、乗降口の階段をなくし、床の高さが地上から30~35cm程度のを「ノンステップバス」という。いずれも車いす利用者が利用するにはスロープ板などが必要で、ノンステップバスの方がワンステップバスよりもスロープ板の傾斜角が小さくなるためより利用しやすいバスといえる。
と	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園または緑地、または都市計画区域内において設置する公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの。もしくは国が設置する公園または緑地(国立公園や国定公園等は含まない)。
	都市公園特定事業	都市公園の特定公園施設の整備に関する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
	道路特定事業	重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ道路等について、歩道の段差の解消や誘導ブロックの設置など、連続的にバリアフリー化された歩行空間を確保する、移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、屋根つき広場、休憩場、駐車場、便所、水のみ場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識で移動等円滑化が必要なものとして定める公園施設。
	特定建築物	学校、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、共同住宅、老人ホームなど多数の人が利用する建築物および建築物の付属施設。

	用語	用語の説明
と	特定事業	公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。特定旅客施設・乗合車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設などにおける移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業。
	特定旅客施設	1日あたりの利用客数が5,000人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がい者等の利用が、1日あたりの利用客数5,000人以上の旅客施設と同程度以上である旅客施設。
	特定路外駐車場	道路、公園、建築物などに付属するものを除いた駐車場で、駐車用の面積が500㎡以上であり誰でも利用可能な有料のもの。
	特別特定建築物	不特定多数の者が利用、または主に高齢者・障がいのある人などが利用する特定建築物のうち政令で定めるもの。誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がいのある人などが利用する老人ホームなど。 なお、床面積2,000㎡以上のものを建築する際には、移動等円滑化基準に適合させる義務が生じる。
な	内部障がい	身体障がい者福祉法で規定する身体障がいのひとつ。心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のもをいう。
の	ノーマライゼーション	障がいをもつ人も、もたない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。
	乗入れ部	縁石等の一部に対して切下げ又は切開き等の処置を行い、必要に応じ当該箇所において車道とのすり付け部を設けることにより車両が民地等に乗入れ可能となる構造をもった箇所。
は	ハートビル法	高齢者や障がいのある人等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心（ハート）に優しいビルディング（ビル）の建築を促進することにより、だれもが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とする法律で、「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成18（2006）年12月20日にバリアフリー新法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。

	用語	用語の説明
は	バリアフリー	高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
	バリアフリー法	平成 18（2006）年 12 月 20 日に施行され、交通バリアフリー法とハートビル法が統合された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。
ま	まち歩き点検	高齢者や障がいのある人等とまちを歩いて、道路や施設内の問題点や課題を確認するための現地調査。
ゆ	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。なお、月極駐車場は路外駐車場に該当しない。
	路外駐車場特定事業	車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設の整備など、特定路外駐車場において実施する移動等円滑化のために必要な基本構想で定めた事業。
わ	ワークショップ	何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする集まりのことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換などにより相互理解を図り、問題解決や創意工夫等を考えること。例えば、「まち歩き」のあとに、問題点や課題を洗い出すことや、その解決に向けた意見について議論すること。